

# 令和2年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

## I 議案補充説明

議案第50号	「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	1
議案第51号	「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」	3
議案第53号	「三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案」	4
議案第66号	「損害賠償の額の決定及び和解について」	5

## II 所管事項説明

1	新型コロナウイルス感染症への対応について	6
2	『令和元年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて（教育委員会所管分）	10
3	みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）について（教育委員会関係分）	16
4	次期「三重県教育施策大綱」最終案について	31
5	次期「三重県教育ビジョン」最終案について	52
6	県立高等学校生徒募集定員の策定について	61
7	県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案および実施計画案について	68
8	第四期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（案）について	71
9	県教育委員会における障がい者雇用について	78
10	夜間中学について	80
11	三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について	82
12	高校生の交通安全教育について	86
13	いじめの防止等に係る取組について	88
14	「第四次三重県子ども読書活動推進計画」最終案について	92
15	三重県文化財保存活用大綱の中間案について	99
16	三重県総合教育会議の開催状況について	103
17	審議会等の審議状況について	106

別冊1 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画〔案〕（教育委員会関係抜粋版）

別冊2-1 次期「三重県教育施策大綱」最終案

別冊2-2 「三重県教育施策大綱」の教育施策に関する主な目標について

別冊3-1 次期「三重県教育ビジョン」最終案

- 別冊3－2 次期「三重県教育ビジョン」最終案新旧対照表（案）
- 別冊4－1 三重県立学校施設長寿命化計画（最終案）
- 別冊4－2 三重県立学校施設長寿命化計画実施計画（案）
- 別冊5 第四期 特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（案）
- 別冊6 三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画（案）
- 別冊7－1 三重県特別支援教育推進基本計画（最終案）
- 別冊7－2 三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表
- 別冊7－3 三重県特別支援教育推進基本計画（中間案）に対するパブリックコメントに係る対応
- 別冊8－1 第四次三重県子ども読書活動推進計画【最終案】
- 別冊8－2 県議会、教育委員会、三重県子ども読書活動推進会議、及び市町からの意見への対応について（案）
- 別冊8－3 パブリックコメントにおける「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」中間案に対するご意見と県の対応、考え方（案）
- 別冊8－4 「第四次三重県子ども読書活動推進計画」最終案 新旧対照表（案）
- 別冊9 三重県文化財保存活用大綱（中間案）

令和2年3月12日  
教 育 委 員 会

## I 議案補充説明

### 議案第50号

#### 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

##### 1 改正理由

令和2年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

##### 2 改正内容

###### (1) 令和2年度の児童生徒数および学級数（予算時の見込数）

令和元年度に比べ、児童生徒数3,260人の減、学級数40の減となる見込みです。

###### ① 児童生徒数

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	増減
小学校	92,957	91,181	△1,776
中学校	46,123	45,534	△589
高等学校（収容定員）	39,360	38,440	△920
特別支援学校	1,778	1,803	+25
計	180,218	176,958	△3,260

###### ② 学級数

(単位:学級)

		令和元年度	令和2年度	増減
小学校	普通学級	3,316	3,250	△66
	特別支援学級	841	884	+43
中学校	普通学級	1,343	1,323	△20
	特別支援学級	300	318	+18
高等学校		983	960	△23
特別支援学校		470	478	+8
計		7,253	7,213	△40

## (2) 教職員定数（条例定数）の内訳

- ・ 国で定める定数（法定数）は、小中学校では、特別支援学級の増、通級指導および外国人児童生徒教育加配の基礎定数化に伴う定数増等があつたものの、学校の統廃合、児童生徒数の減などにより 11 人の減となります。
- ・ 県立学校の法定数は、高等学校が生徒数の減少により 44 人の減、特別支援学校が児童生徒数の増により 7 人の増となり、あわせて 37 人の減となります。法定数全体では、48 人の減となります。
- ・ 県単定数は、令和元年度に比べ、小中学校においては少人数教育の定数の一部について通級指導に係る臨時的任用講師分に振り替えたことにより減となりましたが、中学校において充指導主事を 1 増して配置したため、小学校で 6 減、中学校では 1 減の 7 減となります。県立学校では、高等学校で 2 人の減、特別支援学校は特別支援教育課の県単充指導主事で 1 人の増、介助員で 1 人の減により増減なしとなり、県全体では 9 人の減となります。
- ・ 以上のことから、令和 2 年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり令和元年度に比べ、57 人の減少で、合計で 15,213 人となります。

### [教職員定数（条例定数）の内訳]

	令和 2 年度			令和元年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,815	67	6,882	6,813	73	6,886	+2	△6	△4
中学校	3,595	68	3,663	3,608	69	3,677	△13	△1	△14
高等学校	3,247	130	3,377	3,291	132	3,423	△44	△2	△46
特別支援学校	1,240	51	1,291	1,233	51	1,284	+7	±0	+7
合 計	14,897	316	15,213	14,945	325	15,270	△48	△9	△57

### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

## **議案第 51号**

### **「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」**

#### **1 改正理由**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員の業務の量の適切な管理等に関する措置についての規定を整備するものです。

#### **2 改正内容**

教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、文部科学大臣が定める指針に基づき服務監督を行う教育委員会において定める旨の規定を加えます。

#### **3 教育委員会において定める予定の事項**

- ・教育職員が業務を行う上限時間の原則
- ・児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の教育職員が業務を行う上限時間
- ・教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については別に定めること

#### **4 施行期日**

令和2年4月1日

## 議案第53号

### 「三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

文化財保護法の一部改正に鑑み、三重県文化財保護条例の規定を整理するものです。

#### 2 改正内容

文化財保護法の一部改正に鑑み、三重県文化財保護条例に保存活用計画等に関する規定を追加するとともに、罰則規定の一部改正等を行います。

##### (1) 県指定文化財保存活用計画について

保存活用計画とは、個々の文化財に対し、所有者等が保存や活用の方針等を定めるものです。改正法において国指定文化財保存活用計画が法律に位置づけられたことに鑑み、三重県文化財保護条例において県指定文化財保存活用計画を新たに位置づけるものとします。

##### (2) 罰則規定について

改正法において、重要文化財等の損壊や毀棄等に対する罰金が、30万円以下から100万円以下に引き上げられています。このことをふまえ、三重県文化財保護条例においては、20万円以下から60万円以下に引き上げるものです。

#### 3 施行期日

令和2年4月1日

## 議案第 66 号

### 「損害賠償の額の決定及び和解について」

#### 1 概要

令和元年 10 月 12 日、県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校敷地内に設置されている倉庫の屋根材が、台風第 19 号に伴う暴風により隣接した住宅の駐車場に駐車していた車両に飛散し、車両の後部窓ガラスを破損しました。

この事故について、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

#### 2 損害賠償の相手方および損害賠償額

氏名 太地 正実

損害賠償額 144,804 円（車両の後部窓ガラス修理費用）

#### 3 和解の内容

過失割合 10 (県) : 0 (相手方)

# 1 新型コロナウイルス感染症への対応について

## 1 これまでの経緯

### (1) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、県立学校等に対し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策、保護者と連携して健康観察を徹底して行うことなどの指導を行ってきました。

令和2年2月25日に政府が発表した新型コロナ対策の基本方針において、「学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有」を行い、「学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する」ことが示されました。

基本方針を受け、文部科学省より各都道府県に対し、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針、学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方等についてが示されました。

このことをふまえ、県教育委員会では、県立学校及び市町等教育委員会に対し、2月26日に以下の対応を通知しました。

#### ①発生時の対応について

- ・児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は原則臨時休業とする。地域での感染の状況により、医療保健部等とも相談し、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、感染者がいない学校も含め臨時休業を行うことがある。
- ・学校から、保護者等に対して、家庭においては、体温測定を行うなど、体調管理を徹底し、発熱などの症状がみられる場合は、速やかに学校等に連絡するよう協力を依頼するとともに、臨時休業となった場合は、感染拡大のための措置であることを説明し、児童生徒に不要不急の外出を控えるよう指導を依頼する。

#### ②式典・行事等について

- ・県立高等学校入学者選抜後期選抜及び追検査は、当初の計画どおり後期選抜を3月10日に、追試験を3月23日に実施する。
- ・卒業式については、こまめな換気、参加者の手洗いや咳エチケットの推奨、会場入り口にアルコール消毒液の設置などに留意して実施するが、各校の状況をふまえ、参加人数の縮小や式典全体の時間短縮などに努めることとする。
- ・不特定を対象とするものは原則として中止または延期することとし、対象が特定できる場合であっても、感染拡大防止という観点から、感染の広がりや、会場の状況等をふまえ、実施の必要性を改めて検討する。

### ③校外のイベント等への参加について

児童生徒等には、外部の不特定多数との接触を避けるため、学校外での行事やイベント等への参加を控えるよう指導する。

### ④児童生徒等の人権への配慮について

感染防止の対応と併せて、児童生徒等のいじめにつながらないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに指導を行うなど、児童生徒等の人権に十分配慮する。

## (2) 臨時休業について

令和2年2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。

このことを受け、翌28日に、文部科学省より、現に感染が拡大していない地域においても、感染リスクを予防する観点から、3月2日から春季休業の開始日までの間、休業を要請する通知がありました。

### ①県立学校について

県教育委員会では同日、新型コロナウイルスの感染防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え、県立学校において、3月2日から春季休業の開始日までの間を臨時休業とすることとしました。

県立学校に対しては、臨時休業中の児童生徒の健康管理に加えて、

- ・休業中の児童生徒および保護者への連絡体制を確保すること
- ・児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じること
- ・部活動については休止とすること

とあわせて、特に指導が必要な児童生徒への対応として、

- ・進路指導や家庭の状況等により特別な配慮が必要な場合には、教職員が個別に対応すること
- ・特別支援学校の児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない場合が考えられることから、同じ場所に長時間集まることのないよう必要な対策を行ったうえで、最小限の人数に絞って登校していただくことを周知・徹底しました。

### ②公立小中学校について

公立小中学校を所管する市町等教育委員会に対しては、文部科学省からの通知にあわせて、県立学校を臨時休業にしたことと、進路指導や家庭の状況等により特別な配慮が必要な場合には、教職員が個別に対応することを伝え、各市町等教育委員会においても、適切に対応していただくよう依頼しました。

これらをふまえ、県内の全ての市町が小中学校を臨時休業とすることとし、

- ・3月2日から休業：21市町
- ・3月3日から休業：7市町
- ・3月5日から休業：1市

となっています。

臨時休業の期間については、東紀州地域は2週間程度と設定していますが、状況によっては期間を延長する予定であり、その他の市町は、概ね春季休業まで、もしくはその前日までとなっています。

### (3) 子どもの居場所の確保について

令和2年3月2日に文部科学省と厚生労働省から、子どもの居場所の確保について考え方が通知されたことをふまえ、県教育委員会及び子ども・福祉部より同日、各市町等教育委員会及び各県立特別支援学校等に、子どもの居場所の確保のため、改めて以下の依頼を行いました。

#### ①学校での受け入れ

各市町等教育委員会及び各県立特別支援学校においては、感染の予防に留意した上で、放課後児童クラブ等を利用する児童や保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童、特別な支援が必要な児童生徒を対象に、通常の課業時間の範囲内において学校で受け入れることについて配慮いただく。

#### ②人的体制の確保

放課後児童クラブ等から支援の要請があった場合、教職員に出張を命ずることにより、学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることが可能とされているため、個々の教職員の業務負担を十分ふまえた上で、適切に対応していただくよう配慮いただく。

上記①②にかかる取組については、市町等教育委員会、学校、各市町放課後児童クラブ主管課及び各市町放課後等デイサービス主管課との十分な調整を図った上での対応と、子どもの居場所確保に向けた体制の確保に向けて、地域や学校の実情をふまえ、適切に対応していただくよう依頼しました。

子どもの居場所の確保については、特別支援学校の受入状況は、3月2日に54名を受け入れ、3月6日までの5日間で、累計344名を受け入れています。

公立小中学校においては、小学校は347校中249校で、中学校は150校中36校で受け入れを行っています（3月6日現在）。

#### (4) 一斉臨時休業中の児童生徒の外出について

令和2年3月4日に文部科学省より、一斉臨時休業中の児童生徒の外出についての留意事項が示されたことを受けて、県立学校及び市町等教育委員会に対し、

- ・軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えること
  - ・規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないこと
- にあわせて、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめや偏見、ストレス等に関して、相談窓口を周知することや、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を行うなど、心のケアへの配慮についての通知を行いました。

#### 2 今後の対応等

令和2年度の県立高等学校後期入学者選抜については、追試験を3月23日に実施しますが、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる受検生で、3月23日に受検できなかった受検生がいた場合は、3月27日に追々検査を実施します。

特別支援学校においても、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる受検生で追選考を受検できなかった場合は、別に受検機会を設ける予定です。

県教育委員会としては、子どもの命と健康を守り抜くという考え方のもと、関係部局や市町と連携・協力して措置を講じるとともに、臨時休業期間中も子どもたちが安心して生活できるよう、実態把握や必要な支援の実施に努めてまいります。

## 2 『令和元年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における 県有施設の見直しについて(教育委員会所管分)

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成31年2月14日全員協議会以降、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて府内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ね方向性を定めました。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
22	鈴鹿青少年センター <指定管理>	<p>民間活力の導入(PPP／PFIなど)</p> <p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p><b>【経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.8 「平成30年度第1回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、民間事業者から民間活力の導入について意見を聴取</li> <li>・H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取</li> <li>・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>①現利用者アンケート調査</li> <li>②施設劣化度調査</li> <li>③現地での試験的イベント</li> <li>④経営シミュレート分析</li> <li>⑤民間事業者サウンディング調査</li> </ul> </li> <li>・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力の導入にあたっては、施設所有者においても既存施設の機能回復やインフラ整備が必要</li> <li>・PPP/PFI事業実施にはアドバイザリー業務(建設コンサル等)の契約が必要</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の社会的役割や現在の利用者のニーズを踏まえたうえで、具体的な事業内容、事業手法等について検討を進めるとともに、関係機関との協議・調整を行う。</li> </ul>	教育委員会

## 三重県財政の健全化に向けた集中取組における鈴鹿青少年センターの見直しについて

鈴鹿青少年センター（以下、「センター」と言う。）については、三重県財政の健全化に向けた集中取組の対象施設として、平成29年6月に「民間による有効活用も視野に入れながら、平成31年度末までに方向性を定める。」との施設見直しの考え方を明らかにし、現在まで検討を進めてきました。

検討にあたっては、青少年教育施設の民間活用を行った先行事例調査や民間事業者からの意見収集を行うとともに、本年度は民間事業者の意見提案を反映し、鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」という。また併せて「両施設」という。）との一体的な民間活用について、成立可能性調査や有識者意見交換会を実施しました。

こうした検討結果をふまえ、両施設の見直しの方向性を取りまとめました。

### 1 現在の利用状況と課題整理

#### （1）施設利用状況について

センターは、小中高生や障がい者団体などを中心に年間約75,000人の利用があり、そのうちリピーターが約7割を占めるなど一定のニーズがあります。

森公園は、現在は高齢者を中心とした幅広い世代に年間約30万人の利用があり、アンケートでは約90%の方が満足と回答しています。

#### （2）両施設の課題

施設設置後30年以上経過しており、両施設に期待される役割や利用者ニーズの変化などから、施設老朽化を含め、次のような課題を抱えています。

##### ■センターの抱える主な課題

- ①施設稼働率が低い（特に年度後半）
- ②建物及び設備の老朽化に伴う改修が必要
- ③利用者ニーズの変化への対応（少人数部屋がない）

##### ■森公園の抱える主な課題

- ①広大な敷地に対して未活用地及び低利用地がある
- ②園路、東屋、遊具等の老朽化が進んでおり、維持管理費も増加している
- ③利用年齢層が高齢化しており、当初の利用者ターゲットが現状と不一致

### 2 民間活力導入可能性調査の実施

平成31年3月、民間資金等活用事業調査費補助事業（内閣府）の採択を受け、「民間活力導入可能性調査」を実施しました。

主な調査項目と結果については以下のとおりです。

## (1) 現利用者アンケート調査

### ■センター

- ・満足度は97%、学校やスポーツ少年団等の利用が中心（約7割）。
- ・サービスへの満足度は高い一方、施設面についての改善要望が多い。
- ・約7割がリピート利用。

### ■森公園

- ・来場者属性としては市内9割、男性7割、60代以上4割の方の利用が多く、利用方法はジョギングや散歩で約7割。
- ・将来あつたら利用したいと考える施設は飲食施設が3割と最多である一方、現在の静かな環境を気に入っている方も2割。

## (2) センター施設劣化度調査

昭和59年建築後、35年が経過しており、内外部とも早期に大規模修繕が避けられないとの結果報告でした。

- ・特にトイレ洗面、浴場、食堂の給排水管等の改修が必要。
- ・空調用冷温水管等の埋設・隠蔽部分も含めた配管材等、目視確認できない部分も劣化が生じていると推察。

## (3) 社会実験（現地での試験的イベント）

9月から12月まで、両施設の敷地内各所において計4回の実験を実施しました。

### ■ドッグラン+キッチンカー（9/17火～9/30月）

- ・天然芝無料ドッグランは口コミ効果もあり次第に利用者が増加、満足度も82%と高く、常設化してほしいとの声が多かった。うち約1割が有料でも利用したいと回答。

### ■パークゴルフ+青空ヨガ（10/26土、27日）

- PRがあまり出来なかったことから来場者は74人と少なかったものの、満足度はともに90%以上であり高評価だった。

### ■マルシェ+アウトドア展+スポーツイベント+フラダンスショー（11/23土、24日）

- 2日間で約3,000人が来場し、臨時駐車場も使用するほどとなつたが、収益を上げるまでには至らず、来場者満足度も各イベント48%～67%に留まった。

### ■ジャパンコーヒーフェスティバル in 鈴鹿（11/30土、12/1日）

- 2日間で約1,500人が来場し、レトロなセンターの雰囲気とイベントがマッチしているとの声も多く、実際に満足度も87%と高かつた。また、収益も上がったことから、主催者は次年度以降の再実施を希望している。

#### (4) 経営シミュレート分析

新たな新機能を整備すると仮定し、20年間運営した場合の採算性について、既存データや商圈などから試算しました。

##### ■少人数部屋への一部リニューアル

センター宿泊サービス棟の2、3階にある43宿泊室のうち、2階部分をシングル又はツインの部屋に改修し運営する試算。条件は、各部屋にトイレと浴室を整備し、鈴鹿市平均宿泊単価6,000円/人とし、鈴鹿市内ビジネスホテルのデータを参考に推計したところ黒字。なお、損益分岐点は宿泊単価4,900円/人と試算された。

##### ■パークゴルフ

既存パークゴルフ運営施設へのヒアリングと商圈分析から、18Hコース整備450,000千円、利用料1,200円/日、利用者は概ね所在地人口の32%と設定した場合、1,500千円/年の黒字。

##### ■ドッグラン

市内に無料施設(人工芝)があり、アンケートにおける有料での利用意向は10%に留まることから赤字。ただし、三重県は100人当たり犬登録数で全国2位であり、カフェやアジリティ設備の併設など市外・県外客を対象に積極的な集客策を講じた場合などは、採算性が向上する余地がある。

##### ■ランナーステーション

森公園利用者に対象者は多いものの、アンケートでは運動目的利用者の約4%しか利用しないとの回答から、計算上は赤字。

#### (5) 民間事業者サウンディング調査

両施設に類似する施設や、公園の運営実績のある民間事業者と対話をしました。

##### ■事業者A

- ・両施設の課題を公募時に明確に示すことが必要。
- ・犬や猫と泊まることのできる宿泊施設にすれば遠くからも集客できる。  
登録犬率が高い三重県では、ペットと利用可能なカフェも併設すれば尚よい。

##### ■事業者B

- ・センターと森公園が近接しているため、相互に施設が活用でき、一体的運営をめざしている点が魅力。
- ・既に一定の利用者をもつセンターを利用できるところが良い。

##### ■事業者C

- ・センターを中心に森公園を整備する本事業への参画を検討している。
- ・センターについて、現行施設の機能回復費用は県負担とするほか、事業者が行う投資についても、公的な性格のある施設については一部支援を考えてほしい。
- ・対象施設への投資について、新規導入機能や営業時間、利用料金等に関する提案の自由度を高めてほしい。

## ■事業者D

- ・センターは学校や子どもだけをターゲットにするのではなく、海外の学生や企業研修、社員旅行などを含めてはどうか。
- ・サーキットが近く、高稼働が見込める時期は間違いなく集客できるので、低稼働の時期のターゲットを定めてリピーターを開拓し年間の稼働を上げていく。

### 3 有識者意見交換会

調査結果をもとに、両施設の立地ポテンシャルや今後の方向性などについて、官民連携や公園行政の専門家および実際に公共施設運営に参画し実績を上げている民間事業者の責任者で構成する「有識者意見交換会」を開催し、意見をいただきました。

#### (1) 意見交換会概要

・開催日時 令和2年1月20日（月）13:20～15:20

・開催場所 鈴鹿青少年センター 第2研修室

・有識者（5名） 

中部PFI/PPP研究会（理事）
株エイチ・アイ・エス（パブリックビジネス推進室長）
近鉄不動産（取締役）
国土交通省（前 公園緑地・景観課長）
滋賀大学 産学公連携推進機構 経済学系（教授）

#### (2) 意見交換要旨

##### 「論点1：両施設の立地ほかポテンシャル」

○ポテンシャルはある。都心でないものの、サーキットもあり知名度は高い。

県道通行量も多く、ロードサイド部分の商業的価値は高いと考えられる。

○センター施設は老朽化しているが、リピーターが7割を占めているということは、意義、価値があるという証明。

##### 「論点2：両施設の活用方向性」

○青少年育成を目的として設置された両施設だが、現在の利用実態や今後の活用方策を考える場合、社会人や高齢者もターゲットに含めるべき。

○両施設合わせた指定管理料が約1億円というのは、十分効率的な運営がなされている。コスト縮減でなく、収入増を考えることが必要。

##### 「論点3：民間活力導入可能性と事業スキーム」

○PPP/PFIなどの民間活用は可能。ただし、民間に財政負担とリスクばかりを押し付けないなどの官民連携の基本は押さえることが前提。

○公共として、市民・地域社会・現利用者から何が求められているのかを十分検討したうえで、公募時に民間活力を最大限引き出すような条件設定を考えるべき。事業スキームは事前に決められない、後からついてくるものだ。

## 4 方向性について

### (1) 調査・意見をふまえた見直しの方向性

両施設は老朽化等に伴う施設の改善要望は多くあるものの、リピート率が高く、現在の事業内容、環境、サービスなどに一定の評価を受けています。

一方で、新機能を期待する声も少なからずあり、社会実験などで複数の機能案を試したところ、イベントを実施すれば多くの来場者が来ていただけるアクセス、立地の良さもあることが、両施設の強みとして立証できました。

有識者意見では、森公園のロードサイド部は大変高いポテンシャルがある、という意見のほか、当該施設の社会的役割や現在の利用者ニーズをふまえて、どのような施設にするのかなど、前提条件をしっかりと検討し、施設所有者（公）は施設の機能回復やインフラ部分の工事などを自ら実施する一方、新機能や機能向上に関する施設工事に関しては、運営事業者（民）に内容も資金も任せることが、官民連携手法（PPP/PFI）の基本ということである、との指摘を受けました。

このことから、PPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととします。

### (2) 今後のスケジュール

次年度は、今回の方向性を具現化するため、当該施設の社会的役割や現在の利用者ニーズをふまえたうえで、具体的な事業内容、経費負担、事業手法等について検討を進め、関係機関との協議・調整を行う予定です。

なお、現行の指定管理期間は、両施設とも令和4年度末までとなっています。

（参考）事業スケジュール（予定）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間活力の導入検討	●———— 民間事業者の募集・選定、新事業の導入準備期間 —————→			新事業の営業開始

### 3 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）について (教育委員会関係分)

第三次行動計画における教育委員会主担当施策は【表1】、他部局の主担当施策のうち教育委員会関係の施策・基本事業は【表2】のとおりです。

最終案に係る県議会からの意見等をふまえた教育委員会主担当施策および教育委員会関係施策・基本事業は別冊1、最終案から成案への新旧対照表は別紙1、数値目標一覧は別紙2のとおりです。

#### 1 県議会の意見への対応について

令和元年12月13日の教育警察常任委員会において最終案に対していただいた意見とその対応状況は次のとおりです。

番号	施策名等	意見の内容	対応状況
1	施策221 子どもたちの 未来の礎とな る「確かな学 力・豊かな 心・健やかな 身体」の育成	全国学力・学習状況調査に おけるAB層を増加させるとす る目標項目について、現状の 課題はCD層の子どもたちを引 き上げることであり、SDGsの考 え方を政策に浸透させる意味 においても、CD層を引き上げ るという視点が必要ではない か。	第三次行動計画の施策を推進して いくための計画となる次期「三重県教 育ビジョン」において、児童生徒一人ひ とりに応じたきめ細かな学習・指導方 法の充実を通じて、全ての子どもたち の学力の育成を図っていくという考 え方をよりわかりやすくお示しできるよう記 述内容を修正しました。
2	施策223 特別支援教育 の推進	「行事等の交流や授業で共に学ぶ」ではなく、普段の活動 である「授業で共に学ぶ」をま ず記載し、次に「行事等の交 流」を記載すべきではないか。	「行事等の交流や授業で共に学ぶ こと」を「授業で共に学ぶことや行事等 の交流」に修正しました。
3	施策224 安全で安心な 学びの場づくり	「社会総がかり」という表現に ついて、第三次行動計画にお ける他の施策では「社会全体」 等の表現が使われている中 で、この施策のみ「社会総がかり」 が使われているが、誰が関わ っていくのかわかりにくい表 現ではないか。	国では教育再生実行会議の提言等 において、「国民一人ひとりが当事者 意識をもって学校、家庭、地域、企 業、メディア、行政などあらゆる主体が それぞれに役割を自覚し…積極的に 参画する」とともに「それぞれが連携を 図り、責務を果たすことによって…実現 していく」という意味で「社会総がかり」と いう表現が用いられています。 本県でも同様の考え方のもと、平成 30年4月に施行された「三重県いじめ 防止条例」第3条において、いじめとい う喫緊の課題に一丸となって向き合い

番号	施策名等	意見の内容	対応状況
			<p>克服していくという理念をお示しするため「社会総がかり」という表現を用いているところです。</p> <p>こうした中、引き続き、子どもたちが安全に安心して学ぶことができる環境づくりを県民の皆さんと一丸となって施策・取組を進めるべく、「社会総がかり」の表現を用いていきたいと考えています。</p>

## 2 最終案から成案への主な変更点

県議会からの意見等をふまえた主な変更点は次のとおりです。

### (1) 記述の変更

番号	施策名等	変更内容	備考
1	223 特別支援教育の推進	障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが「授業で共に学ぶこと、行事等の交流など」をとおして互いに理解を深め、尊重する態度を身につけていくという記述に修正	新旧対照表3 県議会意見2
2	224 特別支援教育の推進	「支援情報ファイル」を「パーソナルファイル」に名称変更	新旧対照表5
3	224 安全で安心な学びの場づくり	「子どもLINE相談みえ」を「子どもSNS相談みえ」に名称変更	新旧対照表7
4	224 安全で安心な学びの場づくり	不登校児童生徒等への支援を専門的に実施する「教育支援センター」に係る表記の整理	新旧対照表8
5	227 文化と生涯学習の振興	事業名等について、「文化財の保存・継承・活用」から「文化財の保存・活用・継承」へ変更	新旧対照表13

### (2) 数値目標の変更

施策名等	変更内容
施策221 子どもたちの未来の礎となる 「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	副指標『体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合』 (現状値) 78.0% → 75.1%

施策2.2.2 個性を生かし他者と協働して 未来を創造する力の育成	副指標「目標を持って学習や行動に取り組んでいる子どもたちの割合」 (現状値) 小学生 89.3% → 88.2% 中学生 85.0% → 86.6% (目標値) 中学生 87.0% → 90.0%
施策2.2.4 安全で安心な学びの場づくり	主指標「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」 (現状値) 小学生 92.4% → 92.0% 中学生 95.7% → 96.5%
施策2.1.1 人権が尊重される社会づくり	副指標「人権学習によって人権を守るために行動をした いと感じるようになった子どもたちの割合」 (現状値) 86.6% → 88.5%
施策2.1.3 多文化共生社会づくり	副指標「日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、 日本語指導が行われている学校の割合」 (現状値) 89.6% → 86.8%

【表1】教育委員会の主担当施策

	政策	施策
II 「創る」	2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
		223 特別支援教育の推進
		224 安全で安心な学びの場づくり
		225 地域との協働と信頼される学校づくり

【表2】他部局の主担当施策のうち教育委員会関係施策・基本事業

	政策	施策 基本事業
I 「守る」	1 防災・減災、国土強靭化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進
		11103 学校における防災教育の推進
		112 防災・減災対策を進める体制づくり
		11204 教育施設の防災対策
II 「創る」	1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり
		21102 人権教育の推進
		213 多文化共生社会づくり
		21303 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
	2 学びの充実	227 文化と生涯学習の振興
		22702 文化財の保存・継承・活用
		22704 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	3 希望がかなう少子化対策の推進	233 子育て支援と幼児教育・保育の推進
		23301 幼児教育・保育の充実
		23303 子どもの貧困対策の推進

## 「県民力ビジョン・第三次行動計画」(成案)新旧対照表

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
1	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	副指標「授業時間以外に読書をする子どもたちの割合」(目標項目の説明)  「学校の授業時間以外に、 <u>普段</u> 、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	副指標「授業時間以外に読書をする子どもたちの割合」(目標項目の説明)  「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
2	222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	注釈1 <u>芸術 (Art)</u>	注釈1 <u>リベラルアーツ・教養 (Arts)</u>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
3	223 特別支援教育の推進	県民の皆さんとめざす姿 (前略)  また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、 <u>行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。</u>	県民の皆さんとめざす姿 (前略)  また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、 <u>授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。</u>	○県議会意見2
4	223 特別支援教育の推進	新しい豊かさ・協創の視点 (前略)子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われ、必要な支援情報が切れ目なく確実に引き継がれるとともに、地域との交流や職場実習等地域で活動することで、自立や社会参画する力が育まれるよう、 <u>学校、家庭、地域</u> が連携して取り組みます。	新しい豊かさ・協創の視点 (前略)子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われ、必要な支援情報が切れ目なく確実に引き継がれるとともに、地域との交流や職場実習等地域で活動することで、自立や社会参画する力が育まれるよう、 <u>学校、家庭、地域、企業等、医療・福祉等の関係機関</u> が連携して取り組みます。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
5	223 特別支援教育の推進	基本事業1 一人ひとりの学びを支える教育の推進  幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の間で、 <u>支援情報ファイル</u> を活用して必要な支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな指導・支援を一層充実します。 (後略)	基本事業1 一人ひとりの学びを支える教育の推進  幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の間で、「 <u>パーソナルファイル</u> 」を活用して必要な支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな指導・支援を一層充実します。 (後略)	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
6	223 特別支援教育の推進		注釈1  <u>パーソナルファイル</u> :本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。(平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。)	○記載内容の充実
7	224 安全で安心な学びの場づくり	基本事業1 いじめや暴力のない学校づくり (前略)  加えて、学校における教育相談や教職員による子どもたちの見守り、「いじめ電話相談」、「 <u>子どもLINE相談みえ</u> 」など専門的な教育相談の実施などにより、いじめ問題等の未然防止および早期発見・早期解決に取り組みます。	基本事業1 いじめや暴力のない学校づくり (前略)  加えて、学校における教育相談や教職員による子どもたちの見守り、「いじめ電話相談」、「 <u>子どもSNS相談みえ</u> 」など専門的な教育相談の実施などにより、いじめ問題等の未然防止および早期発見・早期解決に取り組みます。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
8	224 安全で安心な学びの場づくり	<p>基本事業3 不登校児童生徒への支援 (前略)</p> <p>また、<u>教育支援センター</u>(適応指導教室)が地域の不登校支援の拠点となるように支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。(後略)</p>	<p>基本事業3 不登校児童生徒への支援 (前略)</p> <p>また、<u>教育支援センター</u>が地域の不登校支援の拠点となるように支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。(後略)</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
9	225 地域との協働と信頼される学校づくり	<p>基本事業1 地域とともにある学校づくり</p> <p>保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組を促進し、「地域とともにある学校」づくりを進めるとともに、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤として市町が進める地域学校協働本部への移行を支援します。(後略)</p>	<p>基本事業1 地域とともにある学校づくり</p> <p>保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組むとともに、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤として市町が進める地域学校協働本部への移行を支援し、地域とともにある学校づくりを推進します。(後略)</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
10	213 多文化共生社会づくり (教育委員会関係分のみ)	<p>現状と課題</p> <p>■三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。<u>こうした中、外国につながる子どもたちの保護者</u>に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。(後略)</p>	<p>現状と課題</p> <p>■三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。<u>このような子どもたちの保護者</u>に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。(後略)</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
11	213 多文化共生社会づくり (教育委員会関係分のみ)	<p>注釈1</p> <p><u>外国人児童生徒の教育を進めるにあたっては、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちも視野に入れて取組みます。</u></p>	<p>注釈1</p> <p><u>外国人児童生徒:日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含みます。</u></p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
12	227 文化と生涯学習の振興 (教育委員会関係分のみ)	現状と課題  ■過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。	現状と課題  ■過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・活用と未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
13	227 文化と生涯学習の振興 (教育委員会関係分のみ)	基本事業2 文化財の <u>保存・継承・活用</u> (前略)。 また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な <u>保存・継承・活用</u> の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。	基本事業2 文化財の <u>保存・活用・継承</u> (前略)。 また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な <u>保存・活用・継承</u> の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
14	227 文化と生涯学習の振興 (教育委員会関係分のみ)	副指標「新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数」(目標項目)  <u>保存活用地域計画</u>	副指標「新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数」(目標項目)  <u>文化財保存活用地域計画</u>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
15	233 子育て支援と幼児教育・保育の充実 (教育委員会関係分のみ)	現状と課題  ■施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭・地域と連携し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。	現状と課題  ■施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭や地域と一層連携し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
16	233 子育て支援 と幼児教育・ 保育の充実 (教育委員会 関係分のみ)	<p>基本事業1 幼児教育・保育の充実 (前略) 幼児教育の充実に向けて「<u>三重県保幼小の円滑な接続のための手引き</u>」を活用した実践の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。</p>	<p>基本事業1 幼児教育・保育の充実 (前略) 幼児教育の充実に向けて「<u>三重県保幼小の円滑な接続のための手引き</u>」等を活用した実践事例の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

別紙2

みえ県民力ビジョン第三次行動計画[案] 数値目標一覧  
(教育委員会事務局関係)

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	最終案 からの 数値の 変更	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
221	主指標	継続	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけるためには、知・徳・体を一体的・調和的に育み、自己肯定感を高めることが重要なことから選定しました。	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおむね5ポイント高めることをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 80.1%  中学生 74.9%	小学生 86.1%  中学生 80.5%
221	副指標	新規	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育んでいくことが重要であることから、子どもたち全体の学力を伸ばし、AB層の割合を増加させることを指標として選定しました。	「全国学力・学習状況調査」において、AB層の子どもの割合が全国平均より少ないことから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年1ポイントずつ伸ばしていくことをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 100.2  中学生 98.3	小学生 104  中学生 102
221	副指標	新規	道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得ることが大切であることから選定しました。	子どもたちの道徳性を育むためには、家庭や地域と共通理解を深め、連携して取り組むことが重要であることから、令和5年度に全ての小中学校で実施されるよう、段階的に増やしていくことをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学校 78.7%  中学校 48.7% (30年度)	小学校 100%  中学校 100%
221	副指標	新規	体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすことから選定しました。	令和2年度の全国中学校体育大会、令和3年度の三重どこわか国体・三重どこわか大会の開催による運動やスポーツへの関心や体力向上への機運の高まりを見込み、目標値を設定しました。	(新)	75.1%	80.0%
						(旧)	78.0% (30年度)	80.0%
221	副指標	継続	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ子どもたちが増えることが重要であると考え、選定しました。	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達成することをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 63.9%  中学生 45.5%	小学生 65.7%  中学生 50.4%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	最終案 からの 数値の 変更	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】		
222	主指標	新規	自立した主体として、社会において権利行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	「全国学力・学習状況調査」における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント（2.6ポイント／年）であること、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことをふまえ、現状値から毎年3ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	なし	62.3%	74.3%		
222	副指標	新規	社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	高校生が、実際の社会的事象を題材として、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていくような機会を持つことは、これから社会の形成者としての資質・能力を育成するために重要であることから選定しました。	高校生が、自ら課題を発見し協働して解決策を見出す活動を行うことで、これから社会の形成者として必要な資質・能力の育成につながることから、全ての県立高等学校において実施することをめざし、目標値を設定しました。	なし	20校 (30年度)	56校		
222	副指標	新規	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	子どもたちが目標を定め、先を見通して行動できる力は、これから社会において必要な力であることから選定しました。	第二次行動計画期間の最高値（小学生89.3%、中学生86.6%、高校生66.6%）を上回るよう、小学生、中学生は3～4ポイント程度の上昇をめざし、目標値を設定しました。特に高校生については、本施策を通じて自己の将来とのつながりを見通しながら学ぶ力を高める必要があることから、9ポイント程度の上昇をめざします。	(新)  (旧)	小学生 88.2%  中学生 86.6%  高校生 65.9%	小学生 92.0%  中学生 90.0%  高校生 75.0%	小学生 89.3% (30年度) 中学生 85.0% (30年度) 高校生 65.9% (元年度)	小学生 92.0%  中学生 87.0%  高校生 75.0%
222	副指標	新規	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに対して前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要不可欠であることから選定しました。	探究活動や課題解決型学習、教科横断的な学びなどの取組を進めることにより、第二次行動計画期間中の上昇割合（0.1ポイント／年）を上回る毎年1ポイント程度の上昇をめざし、目標値を設定しました。	なし	71.8%	76.0%		

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	最終案からの 数値の 変更	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
223	主指標	継続	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果を象徴的にあらわすことから選定しました。	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることをめざし、毎年100%を目標値として設定しました。	なし	100% (30年度)	100%
223	副指標	新規	小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	特別な支援を必要とする子どもたちが、いきいきと学校生活を送り意欲的に学んでいくためには、個々に応じた指導・支援が計画的に進められることが重要であることから選定しました。	特別な支援を必要とする全ての子どもたちが、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を受けられることをめざし、目標値を設定しました。	なし	支援計画 小学校： 86.0% 中学校： 70.2% (30年度)  指導計画 小学校： 91.5% 中学校： 85.1% (30年度)	支援計画 100%  指導計画 100%
223	副指標	新規	特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	交流及び共同学習は、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習の実施を、1校あたりの回数の増加を1割程度やすることをめざし、目標値を設定しました。	なし	845回 (30年度)	950回

施策番号	区分	新規 継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	最終案 からの 数値の 変更	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
224	主指標	継続	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	公立小中学校および県立高等学校的児童生徒のうち、学校生活に安心を感じている割合を把握することは重要であることから選定しました。	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えていましたが、この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、各校種とも2~3%程度(年0.5~0.9%)の上昇をめざし、目標値を設定しました。	(新)	小学生 92.0%  中学生 96.5%  高校生 88.9%	小学生 95.4%  中学生 98.7%  高校生 92.3%
224	副指標	新規	いじめ防止応援サポートとしていじめの防止に取り組む団体数	「三重県いじめ防止条例」にもある社会総がかりでいじめの防止に向けた取組を推進するため、学校だけでなく、保護者や地域住民、いじめ防止を応援してくれる事業者等が一体となっていじめ防止に取り組む割合を増やす必要があることから選定しました。	県全体に活動を広げていくため、29市町の規模に応じて、毎年1~6団体(事業所・個人を含む)増加することをめざし、目標値を設定しました。	(旧)	小学生 92.4% (30年度)  中学生 95.7% (30年度)  高校生 88.9% (元年度)	小学生 95.4%  中学生 98.7%  高校生 92.3%
224	副指標	変更	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	一旦認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、早期解消を図ることが最も重要なことであることから選定しました。	いじめは子どもたちの命にもかかわる重大な問題であることから、認知されたいじめについて、100%解消することをめざし、目標値を設定しました。	なし	450団体	650団体
224	副指標	新規	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	不登校児童生徒の将来の社会的自立を支援する視点から、欠席が続く児童生徒が、学校内外の関係機関とのつながりを持つことが大切であることから選定しました。	不登校児童生徒のうち長期間にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている状態をめざし、目標値を設定しました。	なし	96.7% (30年度)	100%
224	副指標	新規	学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	学校・地域が一体となって、子どもたちの防犯意識を高めるとともに、登下校時に子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐ見守り活動をより効果的に実施していくためには、スクールガード・リーダーを中心とした学校安全ボランティアの充実が重要であることから選定しました。	児童生徒の登下校時の安全確保は喫緊の課題であり、令和元年度現在、公立小学校においては、約2万人の学校安全ボランティア(スクールガード)が登録されています。学校安全ボランティア(スクールガード)の指導役である警察官OB等をスクールガード・リーダーとして県が育成し、その専門性を高めながら、令和5年度には各市町に1人ずつ配置することをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 74.1%  中学生 68.1%  高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1%  中学生 88.1%  高校生 60.7%
224	副指標	新規				なし	5人	29人

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度目標値設定理由	最終案からの数値の変更	現状値【令和元】	目標値【令和5】
225	主指標	継続	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	コミュニティ・スクールを導入している公立小中学校等の割合を示すことで、県内の学校と地域が連携・協働した教育活動の推進状況を的確にあらわすことから選定しました。	複雑化・多様化する学校の課題や子どもたちを取り巻く環境に対応するため、学校と地域の連携・協働がますます重要になっていることから、コミュニティ・スクールが小中学校の標準的な取組として定着することをめざし、目標値を設定しました。	なし	36.3%	50.0%
225	副指標	変更	授業で主体的に学習に取り組んでいる子どもたちの割合	「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が進むよう研修を実施することで、教職員の授業力が向上し、子どもたちが主体的・対話的に学習に取り組むことができると考えられたことから選定しました。	これからの学校では、子どもたちが主体的・対話的に学ぶ授業が求められていることから、小中学生は現状をふまえ、授業実践研修等を通じて教員の授業力の向上を図るとともに、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施し教育活動の質の向上を図ることで、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。 高校生も同様に、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4%  中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2%  高校生 主体的 対話的 73.5%	小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4%  中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2%  高校生 主体的 対話的 78.5%
225	副指標	新規	地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	学校のみでの学びだけでなく、地域と連携した高等学校の活性化の取組を進めることが重要であることから選定しました。	課題解決に向けた学びに取り組むことに加え、地域や産業界とともに学校を活性化することは重要であることから、全ての県立高等学校で実施することをめざし、目標値を設定しました。	なし	35校	56校
225	副指標	変更	新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	私立学校が、新たな時代の要請に応えて、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育や健全な学校運営に取り組むことが重要であることから選定しました。	若者の県内定着につながるキャリア教育を全ての全日制高等学校で実施するなど、特色ある教育・学校運営の取組数が平成30年度実績から40件増えることをめざし、目標値を設定しました。	なし	66件 (30年度)	106件

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	最終案からの数値の変更	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
111	副指標	継続	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするために、家庭・地域と連携した取組が重要であることから選定しました。	全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施していること（100%）をめざし、目標値を設定しました。	なし	92.4% (30年度)	100%
211	副指標	新規	人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもの割合	「三重県人権教育基本方針」において、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むことを人権教育の目的としていることから選定しました。	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%（過去最高値）である一方で、「差別をなくすための行動をしたい」と思う生徒の割合は88.5%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらに98.3%を上回ることをめざし、年2.5%を積み上げられるよう、目標値を設定しました。	(新)	88.5%	98.5%
						(旧)	86.6% (30年度)	98.5%
213	副指標	新規	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校で学んでも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざし、目標値を設定しました。	(新)	86.8%	100%
						(旧)	89.6% (見込)	100%
227	副指標	新規	新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一體となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	地域社会総がかりで文化財が適切に保存・活用・継承がなされるためには、市町が策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。	地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・活用・継承のため、着実に文化財保存活用地域計画の策定を進め、対象となる文化財を4年間で160件とすることをめざし、目標値を設定しました。	なし	0件	160件
227	副指標	新規	公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	社会教育の役割として、地域課題の解決に向けて、人づくりの取組（講座やワークショップ等の学習機会の提供）を行うことが重要であることから、選定しました。	全ての市町の公民館等において、地域課題の解決に向けた取組が行われることをめざし、目標値を設定しました。	なし	11市町 (30年度)	29市町

## 4 次期「三重県教育施策大綱」最終案について

### 1 次期「三重県教育施策大綱」について

人口減少の進展、人生100年時代やSociety5.0時代の到来など社会情勢の変化を見据えたうえで、令和2年度～令和5年度を期間として策定します。

次期大綱では、6つの基本方針を定め、これに基づき、誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心な教育環境のもとで、子どもたちが変化を前向きに受け止め、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦する、新しい時代を「生き抜いていく力」の育成や、あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境づくりに、県民力を結集して社会総がかりで取り組むこととします。

### 2 次期「三重県教育施策大綱」最終案（別冊2-1）

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）に対して総合教育会議及び県議会からいただいた意見（別紙1）をふまえ、記述内容の修正を図るとともに表現の精査を行い、最終案を作成しました。

中間案（修正版）からの修正等については、「新旧対照表」（別紙2）のとおりです。

### 3 「三重県教育施策大綱」の教育施策に関する主な目標について（別冊2-2）

教育施策大綱の主な取組内容については、「第三次行動計画」並びに「三重県教育ビジョン」に位置づけられていることから、教育施策ごとに関連する主な目標を一覧表に整理しました。

### 4 現在までの策定の経過及び今後の予定

- |                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| ○ 第1回総合教育会議（R1.5.16）             | 策定にあたっての考え方について協議 |
| ○ 第2回総合教育会議（R1.6.27）             | 基本方針（案）の協議        |
| ○ 第4回総合教育会議（R1.9.13）             | 中間案の協議            |
| ○ 三重県議会常任委員会（R1.10.7）            | 中間案の報告            |
| ○ パブリックコメントの実施（R1.10.9～R1.11.8）  |                   |
| ○ 第5回総合教育会議（R1.12.2）             | 中間案・修正版の協議        |
| ○ 三重県議会常任委員会（R1.12.12, R1.12.13） | 中間案・修正版の報告        |
| ○ 第7回総合教育会議（R2.2.10）             | 最終案の協議            |
| ○ 三重県議会常任委員会（R2.3.9, R2.3.12）    | 最終案の報告            |
| ○ 3月中                            | 成案                |

## 次期「三重県教育施策大綱」の概要

### 1 大綱策定の趣旨

- 地教行法に基づく、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱
- 期間は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで

### 2 教育を取り巻く社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化の進展と地方創生
- 成年年齢の引き下げ
- 超スマート社会（Society5.0）の実現
- 地域と家庭の状況変化
- スポーツの振興
- 人生100年時代の到来
- SDGsの実現
- グローバル化の進展
- 子どもの貧困と教育格差
- 高等教育機関の振興
- ダイバーシティ社会の実現
- 雇用環境の変化
- 子どもたちの安全・安心の確保
- 国際教育改革の動き

### 3 三重の教育における基本方針

- 教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、6つの基本方針により、教育活動を進める。

#### （1）新しい時代を「生き抜いていく力」の育成

#### （2）社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実

#### （3）誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現

#### （4）三重に根ざした教育の推進

#### （5）あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備

#### （6）三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

### 4 教育施策

- |      |  |
|------|--|
| 幼児期  | ① 「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実<br>② 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実<br>③ 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成<br>④ 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成<br>⑤ 特別支援教育の推進<br>⑥ 安全で安心な学びの場づくり<br>⑦ 地域との協働と信頼される学校づくり<br>⑧ 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実<br>⑨ 地域の未来を創る多様な人材の育成<br>⑩ あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり |
| 青少年期 |  |
| 成年期  |  |

### 5 「教育への県民力の結集」に向けて

- 学校、家庭、地域、企業等、高等教育機関、行政の役割
- 「行政」における県と市町との役割分担

## 総合教育会議及び県議会の意見への対応・回答について（案）

区分	頁	意見	対応・回答案	
<b>総合教育会議の意見</b>		<b>【別冊2-1】大綱の頁です</b>		
1 2 教育を取り巻く社会情勢の変化 3 三重の教育における基本方針	1 ～ 11	社会情勢の変化や基本方針の部分には注釈がないので、SDGsなどについて、より分かりやすくなるよう、注釈を付してもよいのではないか。	ご意見をふまえて、より分かりやすいものとなるよう「SDGs」、「Society5.0」、「プログラミング教育」について注釈を加えました。	
2 4 教育施策 ④個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 主な取組内容15	22	グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるような学習の推進については、高校生に限らなくてもよいのではないか。	ご意見をふまえて、「子どもたちが、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、 <u>発達段階に応じて、自分の国のことや地球規模の課題等を題材とした学習を推進します。</u> 」と、表現を修正して記述するとともに、取組の記載順を整理しました。	

区分	頁	意見	対応・回答案
3 4 教育施策 ⑤特別支援教育の推進 主な取組内容1	24	就学時にどのような学びの場を選択するのかを考える際の両輪がCLMとパーソナルカルテだと思う。名称の変更については、「支援情報ファイル」というより、もう少しソフトな名前にならないか。	平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実させたものを、「パーソナルファイル」として名称が確定したことにもない、一般名称として記述していた「支援情報ファイル」から <u>「パーソナルファイル」</u> と名称を変更するとともに、より分かりやすいよう、注釈を追加しました。
4 4 教育施策 ⑦地域との協働と信頼される学校づくり	30	学校における働き方にについて、業務改善として、時間の削減は行われているが、多忙感の中には精神的なストレスもある。この観点も含め、教員にとって安心して働く学校というものが重要である。	ご意見のとおり、教職員の業務の多忙化・困難化が増す中、長時間労働の解消に取り組むとともに、教職員への支援体制を充実させていく必要があります。 こうしたことから、教育施策大綱では教育施策7の主な取組内容12において、教職員が「意欲的に教育に取り組む環境」づくりとして、学校における働き方改革の推進について記述するとともに、「三重県教育ビジョン」においては、具体的な取組内容として、時間外労働削減に向けた取組や外部人材の活用、職場環境等の改善を推進するための取組、教職員の健康管理やメンタルヘルス対策などについて記述しています。

区分	頁	意見	対応・回答案
5 5 「教育への県民力の結集」に向けて (4)「企業等」の役割	40	企業等の役割について、就職につながるような、企業ならではの活動ができたらしいと思う。	ご意見をふまえて、「インターンシップ・農業体験、環境教育、文化芸術活動・スポーツ推進や <u>地域の資源を活用した取組への協力、施設等の提供、出前授業</u> など、専門性等を生かし教育活動に積極的に参画します。」と、企業ならではの活動について、記述内容を充実しました。

	区分	頁	意見	対応・回答案
<b>県議会の意見</b>				
1	3 三重の教育における基本方針 (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成	8	「社会で自らの役割を果たしていくことができるよう」について、社会の歯車というイメージにならないような表現としてほしい。	ご意見をふまえて、『また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、 <u>社会を生き抜いていくことができるよう</u> 、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。』と、表現を修正して記述しました。
2	3 三重の教育における基本方針 (3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	9	「自らの能力・可能性を最大限に伸ばすこと」について、不登校が過去最多となり、不安や無気力の傾向が要因として考えられる中で、「最大限に」という表現は、あまりにもプレッシャーをかけすぎることにならないか。	ご意見をふまえて、「一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されことなく質の高い教育を受け、 <u>自らの能力・可能性を伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう</u> 、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れる事のない公平公正で最適な学びの環境を整えます。』と、表現を修正して記述しました。

	区分	頁	意見	対応・回答案
3	4 教育施策 ②人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 主な取組内容 11	16	幼児教育に主体として取り組んでいただいている市町に対する表現として、「助言・指導」という表現はいかがなものか。	ご意見をふまえて、「幼稚園・認定こども園・保育所における <u>幼児教育の質の向上</u> と <u>小学校への円滑な接続を、一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。</u> 」と、表現を修正して記述しました。
4	4 教育施策 ③子どもの未来の基礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 主な取組内容 29, 30	20	子どもたちが、妊娠・出産等の性に関する知識を正しく身につけられるよう」という表現があるが、L G B Tの子どもたちへ配慮し、表現を工夫する必要があるのではないか。	多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会の実現が求められる中、人権教育や道徳教育をはじめ教育施策全体を通じて、一人ひとりの子どもに対して、こうした社会を実現し、豊かな未来を創っていく力を育んでいきたいと考えています。 取組内容についてはより分かりやすくなるよう、「妊娠・出産、子育て等のライフデザイン」と「命の大切さや性に関する正しい知識」の2項目の取組（主な取組内容 29, 30）に分け、記述内容を充実しました。

区分	頁	意見	対応・回答案
5 4 教育施策 ⑤特別支援教育の推進 主な取組内容 3	24	<p>「市町等と連携し、子どもやその家族に適切な医療・福祉・教育サービスが途切れなく提供できる体制づくりを進めます」と修正しているが、中間案に記述のあった『早期発見』についても大切なことである。</p>	<p>ご意見をふまえて、「発達支援が必要な子どもが地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、<u>適切な医療・福祉・教育サービスを、早期から途切れなく提供できる体制づくりを進めます。</u>」と、表現を修正して記述しました。</p>
6 4 教育施策 ⑥安全で安心な学びの場づくり	27	<p>「子ども安全・安心の店」は、「三重県教育ビジョン」に記述されているほか、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の施策 141 の副指標にもなっていることから、スクールガード・リーダーと同様、教育施策大綱に反映できないか。</p>	<p>ご意見をふまえて、『<u>子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校する</u>ことができるよう、「子ども 110 番の家」や「<u>子ども安全・安心の店</u>」等の拡充・周知など、通学路等の安全確保に取り組みます。』と、主な取組内容 13 に取組を追加して記述しました。</p>

	区分	頁	意見	対応・回答案
7	4 教育施策 ⑧地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実 主な取組内容7	31	<p>中間案の記述で、「We bを活用した県内企業のインターンシップ情報の充実」の「We bを活用した」を、中間案（修正版）の記述の中でなぜ削除したのか。</p> <p>[総合教育会議の意見] SNS等を活用した情報発信の表現で記述してもらいたい。</p>	ご意見をふまえて、「県内高等学校を卒業し、県外大学へ進学している学生を対象に、 <u>SNS等様々な方法で県内の企業情報やインターンシップ情報を発信するなど、Uターン就職の促進に取り組みます。</u> 」と、より分かりやすい表現に修正して記述しました。
8	4 教育施策 ⑧地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実 主な取組内容13	32	「私立専門学校において、地域が求める専門人材を養成できるよう」との記載があるが、「地域が求める」という表現だと、特定の地域と解釈してしまうので検討して欲しい。	ご意見をふまえて、「私立専門学校において、実践的な職業教育により、 <u>地域の特性に応じた様々な分野の専門人材を養成できるよう健全な学校運営を支援します。</u> 」と、表現を修正して記述しました。

	区分	頁	意見	対応・回答案
9	4 教育施策 ⑨地域の未来を創る多様な人材の育成 主な取組内容12	34	「新規就業時の経済的不安解消に向けた支援」と漁業分野だけお金を連想させる表現となつていいるので、農業や林業など他の取組とのバランスを考えてほしい。	ご意見をふまえて、「漁業の担い手の確保に向け、漁師塾の研修内容の充実や取組地区の拡大、 <u>新規就業時の不安解消に向けた支援</u> などに取り組みます。」と、表現を修正して記述しました。
10	4 教育施策 ⑩あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり 主な取組内容9	37	中間案(修正版)において、「仕事と育児の両立体験プログラム」に関する記述が削除されているが、仕事と育児の両立の大切さについての意識啓発は、男女問わず必要なことである。	ご意見をふまえて、「 <u>誰もが</u> ライフステージに応じた多様な働き方を実現できるよう、 <u>学生や企業を対象に</u> 、 <u>仕事と育児の両立の大切さ</u> を発信するなど、就労継続の意識啓発に取り組みます。」と、分かりやすい表現に修正して記述しました。

	区分	頁	意見	対応・回答案
11	4 教育施策 ⑩あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり	38	中間案(修正版)において、「外国人技能実習生の技能検定の受験環境整備」に関する記述が削除されているが、重要な取組であると考えるので参考して欲しい。	ご意見をふまえて、「外国人技能実習生が円滑に技能検定を受検できるよう、三重県職業能力開発協会と協力して、安心して実習を継続できる環境づくりを進めます。」と、主な取組内容25に取組を追加して記述しました。

別紙2

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
<p>2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (<u>S D G s</u>*<sup>1</sup> の実現)</p> <p>*<sup>1</sup> S D G s : 平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 アジェンダにおける 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消など、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。また、「誰一人取り残さない (no one will be left behind)」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされている。</p> <p>2030 アジェンダの採択後、初めて開催された伊勢志摩サミットでは、「G7 伊勢志摩首脳宣言」において、人間中心かつ地球に配慮した形で、国内的および国際的に 2030 アジェンダの実施を推進することにコミットすることが世界に発信された。</p>	<p>2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (<u>S D G s</u> の実現)</p>	<p>別冊 2-1 大綱の (P2) 注釈の追加 (総合教育 会議の意見 への対応)</p>
<p>(超スマート社会 (<u>Society5.0</u>*<sup>2</sup>) の実現)</p> <p>*<sup>2</sup>Society5.0: 国の「第 5 期科学技術基本計画」において提唱され、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会」を「超スマート社会」ととらえた上で、その未来社会の実現に向けた一連の取組として整理される概念。</p>	<p>(超スマート社会 (<u>Society5.0</u>) の実現)</p>	<p>(P3) 注釈の追加 (総合教育 会議の意見 への対応)</p>

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
(スポーツの振興) ○ (前略) こうした大規模スポーツ大会を契機として、 <u>三重県全体で競技力やスポーツへの関心を高め、スポーツの発展を担う人材を育てていくことが求められています。</u>	(スポーツの振興) ○ (前略) こうした大規模スポーツ大会を契機として、 <u>三重県全体でスポーツへの関心を高め、スポーツの発展を担う人材を育てていくことが求められています。</u>	(P5) 表現の精査
3 三重の教育における基本方針 (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成 ○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、 <u>社会を生き抜いていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。</u>	3 三重の教育における基本方針 (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成 ○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、 <u>社会で自らの役割を果たしていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。</u>	(P8) 表現の精査 (県議会の意見への対応)
(2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実 ○ 少子化・高齢化、グローバル化、環境問題の深刻化、急速な技術革新、雇用環境の変化といった社会の変容がもたらすさまざまな課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、 <u>プログラミング教育</u> <sup>*3</sup> を含む情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。	(2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実 ○ 少子化・高齢化、グローバル化、環境問題の深刻化、急速な技術革新、雇用環境の変化といった社会の変容がもたらすさまざまな課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、 <u>プログラミング教育</u> を含む情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。	(P9) 注釈の追加 (総合教育会議の意見への対応)

<sup>\*3</sup> プログラミング教育: 子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、発達の段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
<p>(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現</p> <p>○ (前略) 一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、<u>自らの能力・可能性を伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</u></p>	<p>(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現</p> <p>○ (前略) 一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、<u>自らの能力・可能性を最大限に伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</u></p>	(P9) 表現の精査 (県議会の意見への対応)
<p>4 教育施策</p> <p>(1) 「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実</p> <p>2 学校と家庭が連携して、家庭における子どもの「早寝・早起き・朝ごはん」等の基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立を図ります。</p>	<p>4 教育施策</p> <p>(1) 「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実</p> <p>2 学校と家庭が連携して、家庭における子どもの「早寝・早起き・朝ごはん」等の基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立を図ります。</p>	(P13) みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)と表現を整合
<p>3 子どもがインターネットを通じて有害情報にふれたり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。</p>	<p>3 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報にふれたり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。</p>	(P13) みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)と表現を整合
<p>4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、<u>積極的な子育てへの参画を考える場づくり</u>を促進します。</p>	<p>4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、<u>子育てに関して積極的な育児への参画を考える場づくり</u>を促進します。</p>	(P13) 表現の精査

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
8 妊娠期から小学生の子を持つ親同士の交流の場を設けるとともに、家庭教育応援、子育て応援にかかる <u>地域人材の活動を支援します。</u>	8 妊娠期から小学生の子を持つ親同士の交流の場を設けるとともに、家庭教育応援、子育て応援にかかる <u>地域人材を養成します。</u>	(P14) 表現の精査
15 子どもが家族の大切さや妊娠・出産など性に関する医学的に正しい知識を習得できるよう、思春期ライフプランウェブコンテンツを広く周知するなど、普及啓発に取り組みます。	15 小中学生が、家族の大切さや妊娠・出産など性に関する医学的に正しい知識を習得できるよう、思春期ライフプランウェブコンテンツの周知など、普及啓発に取り組みます。	(P14) 表現の精査
(2) 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実	(2) 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実	(P16) 表現の精査
11 幼稚園・認定こども園・保育所における <u>幼児教育の質の向上と小学校への円滑な接続を、一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。</u>	11 幼稚園・認定こども園・保育所における <u>幼児教育の質の向上とともに、小学校への円滑な接続に向け、一体的に指導・助言を行う体制の構築に取り組みます。</u>	(県議会の意見への対応)
(3) 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	(3) 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	(P17) 注釈の表現の精査
* <sup>9</sup> 主体的・対話的で深い学び：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへとつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて <u>周りの人たちと共に考え、学ぶ中で、問題を解決したり、新しい発見や豊かな発想を基に考えを深めたりすること。</u>	* <sup>6</sup> 主体的・対話的で深い学び：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへとつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて <u>考える中で、問題を解決したり、思いを深めたりすること。</u>	
* <sup>10</sup> みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力	* <sup>7</sup> みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力	(P17) 注釈の表現

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、 <u>子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等</u> を促進する取組。	向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、 <u>個に応じた指導の充実等</u> を促進する取組。	の精査
*15 ビブリオバトル（書評合戦）：発表者が1人5分で本を紹介し、最後に、参加者全員で、「どの本が一番読みたくなったか」について投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者だけでなく、発表を聞く者にも読書への興味を高める効果がある。	*12 ビブリオバトル：（書評合戦）発表者が1人5分で本を紹介し、最後に「どの本が一番読みたくなったか」について参加者全員で投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者のみならず聴衆にも読書への興味を高める効果がある。	(P19) 注釈の表現の精査
29 子どもたちが、妊娠・出産、子育て等について考え、理解を深められるよう、ライフデザインをテーマとした講演会の開催や保育実習等に取り組みます。	29 子どもたちが、妊娠・出産等の性に関する知識を正しく身につけられるよう、ライフデザイン・結婚・子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等に取り組みます。	(P20) 2項目に分け、記述内容を充実 (県議会の意見への対応)
30 子どもたちが、命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ、行動できるよう、専門家による講習会の開催等に取り組みます。		
(4) 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	(4) 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	(P22) 表現の精査及び取組の記載順の整理（総合教育会議の意見への対応）
15 子どもたちが、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、発達段階に応じて、自分の国のことや地球規模の課題等を題材とした学習を推進します。	13 高校生が、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、学校の枠を越え、自分の国のことや地球規模の課題等を題材とした学習を推進します。	
*18 S T E A M教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラ	*15 S T E A M教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術	(P22) 注釈の表現

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
ルアーツ・教養 (Arts)、数学 (Mathematics) 等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。	(Art)、数学 (Mathematics) 等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。	の精査
(5) 特別支援教育の推進	(5) 特別支援教育の推進	(P24) みえ県民力 ビジョン・ 第三次行動 計画(仮称) と表現を整 合
<p><b>基本的な取組方向</b></p> <p>(前略)</p> <p>また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが<u>授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。</u></p>	<p><b>基本的な取組方向</b></p> <p>(前略)</p> <p>また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが<u>行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをとおして互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。</u></p>	
<p>1 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で「パーソナルファイル<sup>*21</sup>」を活用し、必要な支援情報を確実に引き継ぐよう取り組みます。</p> <p><sup>*21</sup>「パーソナルファイル」：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。（平成 24 年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。）</p>	<p>1 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で<u>支援情報ファイル</u>を活用し、必要な支援情報を確実に引き継ぐよう取り組みます。</p>	(P24) 名称の確定 及び注釈の 追加（総合 教育会議の 意見への対 応）
<p>2 発達障がい児等の支援ツールである「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めます。</p>	<p>2 発達障がい児等の支援ツールである「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の改良を行い、幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めます。</p>	(P24) 表現の精査
<p><sup>*22</sup>CLM (Check List in Mie)：幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の</p>	<p><sup>*17</sup>CLM (Check List in Mie)：幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の</p>	(P24) 注釈の表現

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するため、 <u>県立小児心療センターあすなろ学園（現：県立子ども心身発達医療センター）</u> が開発したアセスメントツール。	行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するため、 <u>県立小児医療センターあすなろ学園</u> が開発したアセスメントツール。	の精査
3 発達支援が必要な子どもが地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、 <u>適切な医療・福祉・教育サービスを、早期から途切れなく提供できる体制づくりを進めます。</u>	3 発達支援が必要な子どもが地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、 <u>子どもやその家族に適切な医療・福祉・教育サービスが途切れなく提供できる体制づくりを進めます。</u>	(P24) 表現の精査 (県議会の意見への対応)
(6) 安全で安心な学びの場づくり	(6) 安全で安心な学びの場づくり	(P27) 表現の精査
8 いじめや不登校等に悩む子どもたちや保護者を対象とした「いじめ電話相談」や「 <u>子どもSNS相談みえ</u> 」など、専門的な教育相談を実施します。	8 いじめや不登校等に悩む子どもたちや保護者を対象とした「いじめ電話相談」や「 <u>子どもLINE相談みえ</u> 」など、専門的な教育相談を実施します。	
13 子どもたちが犯罪等の被害に遭わず安心して登下校することができるよう、「 <u>子ども110番の家</u> 」や「 <u>子ども安全・安心の店</u> 」等の拡充・周知など、通学路等の安全確保に取り組みます。		(P27) 取組の追加 (県議会の意見への対応)
19 様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、 <u>夜間中学等に係る検討を進めます。</u>	18 様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、 <u>夜間中学等に関する調査研究を進めます。</u>	(P27) 表現の精査
* <sup>25</sup> スクールガード・リーダー： <u>自治体等によって委嘱された警察官OBや防犯の専門家等のことで、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導・助言等を行う者。</u>	* <sup>20</sup> スクールガード・リーダー： <u>警察官OB等に委嘱し、学校の防犯体制および学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う者。</u>	(P27) 注釈の表現の精査
(7) 地域との協働と信頼される学校づくり	(7) 地域との協働と信頼される学校づくり	(P30) 表現の精査
12 業務の削減、簡素・効率化や外部人材の	12 業務の縮減、簡素・効率化や外部人材の	

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
活用などにより、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合える時間を確保するなど、意欲的に教育に取り組む環境を作ります。	活用などにより、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合える時間を確保するなど、意欲的に教育に取り組む環境を作ります。	
(8) 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実  7 県内高等学校を卒業し、県外大学へ進学している学生を対象に、SNS等様々な方法で県内の企業情報やインターンシップ情報 <u>を発信するなど、Uターン就職の促進に取り組みます。</u>	(8) 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実  7 県内高等学校卒業生で、県外大学へ進学している学生に対して、県内の企業情報や <u>インターンシップ情報</u> を発信するなど、Uターン就職の促進に取り組みます。	(P31) 表現の精査 (県議会及び総合教育会議の意見への対応)
9 県内高等教育機関に在学する外国人留学生の県内就職を促進するため、就職支援講座と企業見学・就業体験に取り組み、県内企業とのマッチングの機会を創出します。	9 県内高等教育機関に在学する外国人留学生の県内就職の促進のため、座学での就職支援講座と企業見学や就業体験を通して、県内企業とのマッチングに取り組みます。	(P32) 表現の精査
13 私立専門学校において、実践的な職業教育により、 <u>地域の特性に応じた様々な分野の専門人材を養成できるよう健全な学校運営</u> を支援します。	13 私立専門学校において、実践的な職業教育により <u>地域が求める専門人材を養成できるよう健全な学校運営</u> を支援します。	(P32) 表現の精査 (県議会の意見への対応)
(9) 地域の未来を創る多様な人材の育成  4 データ活用による社会的課題の解決や <u>新事業の創出</u> が行われる社会が実現するよう、データサイエンティストの <u>育成支援</u> に取り組みます。	(9) 地域の未来を創る多様な人材の育成  4 データ活用による社会的課題の解決や <u>新産業の創出</u> が行われる社会が実現するよう、データサイエンティストの <u>育成</u> に取り組みます。	(P33) 表現の精査
12 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾の研修内容の充実や取組地区の拡大、 <u>新規就業時の不安解消</u> に向けた支援などに取り組み	12 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾の研修内容の充実や取組地区の拡大、 <u>新規就業時の経済的不安解消</u> に向けた支援などに取	(P34) 表現の精査 (県議会の

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
ます。	り組みます。	意見への対応)
13 建設業の活性化に向けて <u>担い手確保や技術承継が図られるよう、若年者の入職促進、人材育成や就業者の定着促進、建設業への理解促進の取組等を支援します。</u>	13 建設業の活性化に向けて <u>人材確保や技術承継が図られるよう、若年者の入職促進、人材育成や就業者の定着促進、建設業への理解促進の取組等を支援します。</u>	(P34) 表現の精査
(10) あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり	(10) あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり	(P36) 表現の精査
6 様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、 <u>夜間中学等に係る検討を進めます。(再掲)</u>	6 様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、 <u>夜間中学等に関する調査研究を進めます。</u> (再掲)	
9 <u>誰もがライフステージに応じた多様な働き方を実現できるよう、学生や企業を対象に、仕事と育児の両立の大切さを発信するなど、就労継続の意識啓発に取り組みます。</u>	9 <u>女性がライフステージに応じた多様な働き方を実現できるよう、学生を対象に就労継続の意識啓発に取り組みます。</u>	(P37) 表現の精査 (県議会の意見への対応)
11 <u>若年無業者等の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーションを活用して、就労体験やセミナー等を実施します。</u>	11 <u>若年無業者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーションを活用して、就労体験やセミナー等を実施します。</u>	(P37) 表現の精査
16 障がい者の社会参画を進めるため、多様なニーズに対応した職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、 <u>障害者就労施設や社会的事業所への支援など雇用の拡大に取り組みます。</u>	16 障がい者の社会参画を進めるため、多様なニーズに対応した職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、 <u>社会的事業所への運営支援など雇用の場の拡大に取り組みます。</u>	(P37) 表現の精査
24 留学生等の外国人材を対象として、 <u>就職支援講座と企業見学・就業体験を通して、県内企業とのマッチングの機会を創出します。</u>	24 留学生等の外国人材を対象として、 <u>座学での就職支援講座と企業見学や就業体験を通して、県内企業とのマッチングに取り組みます。</u>	(P38) 表現の精査

次期「三重県教育施策大綱」最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (修正版) (旧)	備 考
<p>25 外国人技能実習生が円滑に技能検定を受 検できるよう、三重県職業能力開発協会と 協力して、安心して実習を継続できる環境 づくりを進めます。</p>		(P38) 取組の追加 (県議会の 意見への対 応)
<p>5 「教育への県民力の結集」に向けて  (4)「企業等」の役割 ◇専門性等を生かし、教育活動に積極的に参 画します。  <u>インターンシップ・農業体験、環境教育、</u> <u>文化芸術活動・スポーツ推進や地域の資源を</u> <u>活用した取組への協力、施設等の提供、出前</u> <u>授業など、専門性等を生かし教育活動に積極</u> <u>的に参画します。</u></p>	<p>5 「教育への県民力の結集」に向けて  (4)「企業等」の役割 ◇専門性等を生かし、教育活動に積極的に参 画します。  <u>インターンシップ、農業体験、環境教育、</u> <u>文化芸術活動やスポーツ推進への協力、施設</u> <u>等の提供、出前授業など、専門性等を生かし</u> <u>教育活動に積極的に参画します。</u></p>	(P40) 記述内容の 充実(総合 教育会議の 意見への対 応)

## 5 次期「三重県教育ビジョン」最終案について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和元年度末で終了することから、次期の「三重県教育ビジョン」について、中間案（修正版）に係る県議会、三重県教育改革推進会議での審議等をふまえ、別冊3-1のとおり最終案をとりまとめました。最終案の概要は以下のとおりです。

### 1 県議会の意見への対応について

令和元年12月13日の教育警察常任委員会において、中間案（修正版）に對していただいた意見とその対応状況は次のとおりです。

No	施策名等	意見	対応
1	学力の育成 (18頁)	学力の育成にあたっては、全国学調におけるC層・D層の子どもたちを引き上げていくことが大切である。C層・D層の子どもたちへのアプローチについて記述すべきではないか。	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習・指導方法の充実を通じて、全ての子どもたちの学力の育成を図っていくという考え方よりわかりやすくお示しできるよう記述内容を修正しました。
2	学力の育成 (19頁)	「学力の育成」の数値目標について、全国学調だけでなく、子どもたちの意欲や関心を測る指標も加えるべきではないか。	施策「学力の育成」に係る新たな指標として「勉強をすることが好きな子どもたちの割合」を設けました。
3	体力の向上と学校スポーツの推進 (32頁)	部活動のあり方、地域スポーツとの連携等についてはこれまで検討されてきたものである。次期教育ビジョンにおいては、これまでの検討もふまえつつも、その計画期間においてしっかり議論・検討を進めていくことがわかるような記述とすべきではないか。	主な取組①に「学校における運動部、文化部活動のあり方にについて関係者と検討します。」の記述を追加しました。
4	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 (77頁)	「何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視して授業改善に取り組む」とあるが、「何のために学ぶのか」を子どもたちに伝えることが大切ではないか。教育ビジョン全体においてそうしたことが落とし込まれていることは理解するが、どこかの施策に整理・記述すべきではないか。	施策「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」の現状と課題③を「これから社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視するとともに、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。」に修正しました。

No	施策名等	意見	対応
5	学校における働き方改革の推進（82 頁）	施策「家庭の教育力の向上」において、男性の育児休業の取得率が低いことや、男性の育児参画について普及啓発を行うことが記載されているが、これに対応する形で、教職員に係る育児参画の促進について施策「学校における働き方改革の推進」において記載すべきではないか。	「学校における働き方改革の推進」のための取組として、男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知や、休暇等を取得する職員を支援する職場の環境づくりに関する記述を追加（現状と課題⑤および主な取組③）しました。

## 2 次期「三重県教育ビジョン」中間案（修正版）から最終案への主な変更点

上記1および三重県教育改革推進会議での審議、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）、次期「三重県教育施策大綱」最終案をふまえた主な変更点は次のとおりです。

中間案（修正版）から最終案への変更箇所は、別冊3-2（新旧対照表）および別紙1（数値目標一覧）のとおりです。

No	施策名等	頁	変更内容	備考						
1	学力の育成	19	<p>新たな指標として「勉強をすることが好きな子どもたちの割合」を設定</p> <p><u>指標</u> 勉強をすることが好きな子どもたちの割合</p> <p><u>指標の説明</u> 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「国語の勉強は好きですか」、「算数・数学の勉強は好きですか」という2つの質問に対して肯定的に回答した公立小中学生の割合の平均</p> <p><u>数値目標</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">現状値(R1)</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">目標値</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小学生 65.9%</td> <td style="text-align: center;">→ 70.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生 60.5%</td> <td style="text-align: center;">→ 65.0%</td> </tr> </table>	現状値(R1)	目標値	小学生 65.9%	→ 70.0%	中学生 60.5%	→ 65.0%	県議会意見 2
現状値(R1)	目標値									
小学生 65.9%	→ 70.0%									
中学生 60.5%	→ 65.0%									

No	施策名等	頁	変更内容	備考
2	学力の育成	18	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習・指導方法の充実を通じて、全ての子どもたちの学力の育成を図っていくという考え方をふまえ記述内容を修正	新旧対照表 10,11 県議会意見 1
3	体力の向上と学校スポーツの推進	32	部活動のあり方について今後検討を行っていくことについての記述を追加	新旧対照表 22,23 県議会意見 3 ※ 教育改革推進会議意見
4	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	43 ～ 44	「生徒の学習到達度調査(PISA)」をふまえた情報活用能力の育成に係る記述の追加	新旧対照表 25,26,27 ※ 教育改革推進会議意見
5	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	44	次年度以降の取組をふまえたICT環境の基盤整備に係る記述の充実	新旧対照表 29
6	特別支援教育の推進	46	障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが「授業で共に学ぶこと、行事等の交流など」をとおして互いに理解を深め、尊重する態度を身につけていくという記述に修正	新旧対照表 31 ※ 第三次行動計画との整合
7	いじめや暴力のない学校づくり	54	「子どもLINE相談みえ」を「子どもSNS相談みえ」に変更	新旧対照表 33
8	防災教育・防災対策の推進	58	民間企業等との連携による子ども支援の仕組みづくり等の取組についての記述を追加	新旧対照表 38
9	不登校児童生徒への支援	63 ～ 64	不登校児童生徒等への支援を専門的に実施する「教育支援センター」に係る表記の整理	新旧対照表 40
10	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	77	「何のために学ぶか」について、子どもたちが学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう教職員の授業力を高めていく必要がある旨の記述を追加	新旧対照表 45 県議会意見 4
11	学校における働き方改革の推進	81 ～ 82	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正に伴い記述内容を整理	新旧対照表 46,47, 48,50

No	施策名等	頁	変更内容	備考
12	学校における働き方改革の推進	82	男性職員の育児参画の促進についての記述を追加	新旧対照表 49,51 県議会意見 5
13	文化財の保存・活用・継承	89	施策名等における表記を「文化財の保存・継承・活用」から「文化財の保存・活用・継承」へ変更	新旧対照表 57,58

### 3 今後の予定

令和2年3月24日（火）の教育委員会定例会の議決をもって「三重県教育ビジョン」を確定します。

教育ビジョンを周知するため、本冊、保護者向けのリーフレットを作成し、令和2年4月以降に配布するとともに、本冊およびリーフレットの電子データを県ホームページに掲載します。

#### （1）本冊

市町等教育委員会、幼稚園等・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、関係機関等に配布します。また、県・市町庁舎、図書館等に配架する予定です。

#### （2）リーフレット

公立学校に通う全ての子どもの保護者に配布します。また、学校運営協議会や企業、関係団体など地域の教育関係者が集まる会議等で活用します。

※ 外国語版（英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語）についても作成・配布します。

## 次期「三重県教育ビジョン」最終案 数値目標一覧

基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考
					R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本施策	-	p16	自分には、よいところがあると思う子どもの割合	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合	子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけるために、知・徳・体を一体的に育み、自己肯定感を高めることが重要なことから選定しました。	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね5ポイント高めることをめざし、目標値を設定しました。
1-1 学力の育成	p19	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもの学力の伸び	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す各学年分の4階層(ABCD層)におけるAB層の公立小中学生の割合(全国を100とした場合の本県の値)	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな能力を育んでいくことが重要であるから、子どもたち全体の学力を伸ばし、AB層の割合を増加させることを指標として選定しました。	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102	「全国学力・学習状況調査」において、AB層の子どもの割合が全国平均より少ないとから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年1ポイントずつ伸ばしていくことをめざし、目標値を設定しました。	
1-2 外国人児童生徒教育の推進	p22	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校的割合	基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力・主体的な学びを育むために、勉強をすることが好きと自ら思えることが大切であることから選定しました。	小学生 65.9% 中学生 60.5%	小学生 70.0% 中学生 65.0%	学習内容の理解・定着を図る取組を学校全体で進めることにより、第二次行動計画期間に上昇した割合(3.7ポイント)を上回るよう、毎年1ポイント程度上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	新設
1-3 幼児教育の推進	p24	就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数	日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。	86.8%	100%	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校で学んでも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざし、目標値を設定しました。	現状値の修正
1-4 人権教育の推進	p26	人権学習によって人権を守るために行動をしたいと思った子どもの割合	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何か行動をしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合	「三重県人権教育基本方針」において、自他の人権を守るために実践行動ができる力を育むことを人権教育の目的としていることから選定しました。	88.5%  86.6% (30年度)	98.5%  98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%(過去最高値)である一方で、「差別をなくすための行動をしたい」と思う生徒の割合は88.5%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらに98.3%を上回ることをめざし、年2.5%を積み上げられるよう、目標値を設定しました。	現状値の修正
1-5 道徳教育の推進	p28	道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校的割合	道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人びとに紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校的割合	道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得ることが大切であることから選定しました。	小学校 78.7%  中学校 48.7% (30年度)	小学校 100%  中学校 100%	子どもたちの道徳性を育むためには、家庭や地域と共に理解を深め、連携して取り組むことが重要であることから、令和5年度に全ての小中学校で実施されるよう、段階的に増やしていくことをめざし、目標値を設定しました。	
1-6 読書活動・文化芸術活動の推進	p30	授業時間以外に読書をする子どもの割合	「学校の授業時間以外に、1日たりとれどくいの時間、読書をしまさない」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合	豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ子どもたちが増えることが重要であると考え、選定しました。	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達成することをめざし、目標値を設定しました。	
1-7 体力の向上と学校スポーツの推進	p32	体力テストの総合評価が「A」「B」「C」「D」の子どもの割合	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の児童生徒質問紙調査における総合評価が、「A」「B」「C」「D」「E」の5段階のうち上位3段階である「A」「B」「C」の公立小中学生の割合	柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすことから選定しました。	75.1%  78% (30年度)	80.0%  80.0%	令和2年度の全国中学校体育大会、令和3年度の三重こども国体・三重とこども大会の開催による運動やスポーツへの関心や体力向上への機運の高まりを見込み、目標値を設定しました。	現状値の修正
1-8 健康教育・食育の推進	p34	むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校(小学部)の割合	年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口を実施している公立小学校および県立特別支援学校(小学部)の割合	歯と口の健康づくりは、生涯にわたり健康で充実した生活を送るために基礎となる重要な取組です。全国平均と比べて高い状況が続いている、子どもたち一人あたりの平均むし歯指数を改善するために、むし歯予防は重要であることから選定しました。	71.5% (30年度)	100.0%	全ての公立小学校および県立特別支援学校が、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口に取り組み、むし歯予防に努めることをめざし、目標値を設定しました。	

基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	目標数値		令和5年度目標値設定理由	備考	
					R1 (現状値)	R5 (目標値)			
基本施策	-	p36	自立した主体として、社会において権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか?「社会の一員として権利を行使し、責任を果たすことをよくするために何すべきかを考えることができますか?」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利を行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	62.3%	74.3%	「全国学力・学習状況調査」における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント(2.6ポイント/年)であること、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことをふまえ、現状値から毎年3ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。		
2-1	主体的に社会を形成する力の育成	p38	社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	高校生が、実際の社会的事象を題材として、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていくような機会を持つことは、これから社会の形成者としての資質・能力を育成するためには重要であることから選定しました。	20校 (30年度)	56校	高校生が、自ら課題を発見し協働して解決策を見出す活動を行うことで、これからの社会の形成者として必要な資質・能力の育成につながることから、全ての県立高等学校において実施することをめざし、目標値を設定しました。		
2-2	キャリア教育の充実	p40	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	「目標の達成をめざして、学習や活動ができるですか?」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%	小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%	第二次行動計画期間の最高値(小学生89.3%、中学生86.6%、高校生66.6%)を上回るよう、小学生、中学生は3~4ポイント程度の上昇をめざし、目標値を設定しました。特に高校生については、本施策を通じて自己の将来とのつながりを見出ししながら学ぶ力を高める必要があることから、9ポイント程度の上昇をめざします。	現状値の修正に伴う目標数値の修正	
2-3	グローカル教育の推進	p42	日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる高校生の割合	高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した県立高校生の割合	高校生が、将来グローバル社会で活躍するためには、多様な国の人びと主体的、積極的に英語でコミュニケーションを取る能力が必要不可欠であることから選定しました。	38.7% (30年度)	50.0%	国の第三期教育振興基本計画において、CEFR A2レベル相当以上を達成した高校生の割合を50%にすることが示されていることをふまえ、目標値を設定しました。	
2-4	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	p45	実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	科学、技術、工学、リベラルアーツ、教養、数学等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数	高校生が、予測困難な未来社会において、豊かに幸せに生きていく力を身に付けるためには、AIなどの技術を適切に使いこなし、自分自身の答えを自ら発見することができるような学習が学校教育の中心となっている必要があると考え、選定しました。	12校 (30年度)	36校	実社会で必要となる科学や数学などの教科横断的な学習活動は、現在SSH指定校や農業科などを中心に行われています。 今後、このような学習活動を行う学校を、全県に満遍なく拡充していくために、3つの学区で普通科を中心毎年2校ずつ増加させ、令和5年度には36校となることをめざし、目標値を設定しました。	
			「困難だと思うことも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	「困難だと思うことも、前向きに考えて挑戦していますか?」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに対して前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要不可欠であることから選定しました。	71.8%	76.0%	探究活動や課題解決型学習、教科横断的な学びなどの取組を進めることにより、第二次行動計画期間中の上昇割合(0.1ポイント/年)を上回る毎年1ポイント程度の上昇をめざし、目標値を設定しました。	

## 基本施策3 特別支援教育の推進

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考	
					R1 (現状値)	R5 (目標値)			
基本 施策	-	p46	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果を象徴的にあらわすことから選定しました。	100% (30年度)	100%	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることをめざし、毎年100%を目標値として設定しました。	
3-1	一人ひとりの学びを支える教育の推進	p48	小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	通常の学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合	特別な支援を必要とする子どもたちが、いきいきと学校生活を送り意欲的に学んでいくためには、個々に応じた指導・支援が計画的に進められることが重要であることから選定しました。	支援計画 小:86.0% 中:70.2% (30年度) 指導計画 小:91.5% 中:85.1% (30年度)	支援計画 100%  指導計画 100%	特別な支援を必要とする全ての子どもたちが、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を受けられることをめざし、目標値を設定しました。	
3-2	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	p50	特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数	交流及び共同学習は、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	845回 (30年度)	950回	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習の実施を、1校あたりの回数の増加を1割程度増やすことをめざし、目標値を設定しました。	

## 基本施策4 安全で安心な学びの場づくり

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考
					R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本施策	p52	学校生活中安心を感じている子どもの割合	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか?」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	公立小中学校および県立高等学校の児童生徒のうち、学校生活中安心を感じている割合を把握することは重要であることから選定しました。	小学生 92.0%	小学生 95.4%	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えていますが、この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、各校種とも2~3%程度(年0.5~0.9%)の上昇をめざし、目標値を設定しました。	現状値の修正
					小学生 92.4% (30年度)	小学生 95.4%		
4-1 いじめや暴力のない学 校づくり	p55	いじめ防止応援サポートーとしていじめの防止に取り組む団体数	いじめ防止応援サポートーとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数	「三重県いじめ防止条例」にもある社会総がかりいじめの防止に向けた取組を推進するため、学校だけでなく、保護者や地域住民、いじめ防止を応援してくれる事業者等が一体となっていじめ防止に取り組む割合を増やす必要があることから選定しました。	450団体	650団体	県全体に活動を広げていくため、29市町の規模に応じて、毎年1~6団体(事業所・個人を含む)増加することをめざし、目標値を設定しました。	
					96.7% (30年度)	100%		
4-2 防災教育・防災対策の推進	p58	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合	災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするために、家庭・地域と連携した取組が重要であることから選定しました。	92.4% (30年度)	100%	全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施すること(100%)をめざし、目標値を設定しました。	
4-3 子どもたちの安全・安心の確保	p61	学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	通常路の見守りボランティアを行うスクールガード(学校安全ボランティア)の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数	学校・地域が一体となって、子どもたちの防犯意識を高めるとともに、登下校時に子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれるのを見守り活動をより効果的に行なうためにには、スクールガード・リーダーを中心とした学校安全ボランティアの充実が重要であることから選定しました。	5人	20人	児童生徒の登下校時の安全確保は喫緊の課題であり、令和元年度現在、公立小学校においては、約2万人の学校安全ボランティア(スクールガード)が登録されています。学校安全ボランティア(スクールガード)の指導役である警察官OB等をスクールガード・リーダーとして県が育成し、その専門性を高めながら、令和5年度には各市町に1人ずつ配置することをめざし、目標値を設定しました。	
4-4 不登校児童生徒への支援	p64	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合	不登校児童生徒の将来の社会的自立を支援する視点から、欠席が続く児童生徒が、学校内外の関係機関とのつながりを持つことが大切であることから選定しました。	小学生 74.1%	小学生 89.1%	不登校児童生徒のうち長期間にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている状態をめざし、目標値を設定しました。	
					中学生 68.1%	中学生 88.1%		
4-5 学びのセーフティネット・学びの継続	p67	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校中退者等高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	現行の「三重県子どもの貧困対策計画」において、指標に定めた「生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する無料の学習支援を利用できる市町数」は、計画策定時の市町から平成30年度は28市町に増加し、ほとんどの市町で利用できる体制が整備されました。一方で、ひとり親・生活困窮家庭の高校生が学習支援を利用できるのは18市町にとどまっています。 学習習慣の確立をめざすとともに、中退者やさまざまな理由で進学しなかった人など誰一人取り残すことなく支援の機会が提供されることが必要であることから、高校生世代が学習支援を利用できる市町数を選定しました。	18市町	20市町	第二期子どもの貧困対策計画(令和2年度~6年度)において同指標を設定し、最終年の令和6年度に29市町すべてで学習支援が利用できる状態をめざすこととしています。 このことから、5年間で毎年2市町ずつ増加するよう、学習支援体制の整備に取り組んでいくこととし、令和5年度は目標値を26市町と設定しています。	
4-6 学校施設の充実	p70	学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	県立学校施設の長寿命化計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数(累計)	建物の老朽化対策やトイレ等の設備の改修は長寿命化計画に基づき取組を進めますが、改修の工期は改修内容により一律ではなく、複数年にわたるものもあることから、計画の進捗状況を端的に把握するため、着手した建物数を選定しました。	0.66% (30年度)	0.48%	令和元年度に策定した長寿命化計画の第1期の実施計画(令和2年度~令和5年度)において、屋上防水や外壁など、その部分の老化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の老朽化対策を重点的に実施することとして改修計画を策定しており、その計画に基づき目標値を設定しました。	

## 基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考
					R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本 施策	-	p72	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合	36.3%	50.0%	複雑化・多様化する学校の課題や子どもたちを取り巻く環境に対応するため、学校と地域の連携・協働がますます重要になっていることから、コミュニティ・スクールが小中学校の標準的な取組として定着することをめざし、目標値を設定しました	
5-1 地域とともに ある学校づくり	p74	家庭や地域と一緒に 行なっている小中 学校の割合	保護者や地域の方々が参画した授業支援や、児童生徒に対する教科指導等の学習支援が行われている公立小中学校の割合	教育課程内外において、保護者や地域住民等が学校の教育活動を支援している状況を把握するため、選定しました。	66.7%	81.0%	家庭や地域と一緒になった教育活動は、コミュニティ・スクール導入と関連する取組であることから、令和元年度からのコミュニティ・スクールの増加率を上回る割合で増加することをめざし、目標値を設定しました。	現状値の 修正
					67.3% (30年度)	81.0%		
5-2 学校の特色 化・魅力化	p76	地域や産業界等と 連携し、学校の特 色化・魅力化に取り 組んでいる県立高 等学校の数	地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数	学校のみでの学びだけでなく、地域と連携した高等学校の活性化の取組を進めることが重要であることから選定しました。	35校	56校	課題解決に向けた学びに取り組むことに加え、地域や産業界とともに学校を活性化することは重要なことから、全ての県立高等学校で実施することをめざし、目標値を設定しました。	
5-3 教職員の資 質向上とコン プライアンス の推進	p80	授業で主体的・対 話的に学習に取り 組んでいると感じる 子どもたちの割合	「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が進むよう研修を実施することで、教職員の授業力が向上し、子どもたちが主体的・対話的に学習に取り組むことができると考えられることがから選定しました。	小学生 (主体的) 77.5% (対話的) 82.5%	小学生 (主体的) 73.4% (対話的) 78.4%	これからの学校では、子どもたちが主体的・対話的に学ぶ授業が求められていることから、小中学生は現状をふまえ、授業実践研修等を通じて教員の授業力の向上を図るとともに、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施し教育活動の質の向上を図ることで、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。 高校生も同様に、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。	
		コンプライアンスの 徹底に取り組んだ所 属・公立学校の割 合	組織マネジメントシート(教育委員会事務局)、学校マネジメントシートまたは行動計画(県立学校)、学校経営の改革方針等(小中学校等)において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点での達成度みとなつた所属・公立学校の割合	教職員の不祥事を防止していくためには、所属長・校長のリーダーシップのもとで所属・学校単位でのコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施していくことが基本と考え、選定しました。	-	100%		
5-4 学校におけ る働き方改 革の推進	p83	教職員の満足度	教職員満足度調査(公立小中学校および県立学校対象)における満足度の合計点	教職員満足度調査は、教職員の満足度や意欲・問題意識等を把握し、満足度向上に向け改善していくことで、教職員が自信とやりがいをもっていきいきと働くことができるよう実施していくことから選定しました。	62.0点	64.0点	教職員満足度調査は20の設問で構成し、それぞれ4段階の回答としています。全ての教職員が、項目のひとつを1段階よい方へ回答することをめざし、目標値を設定しました。	現状値の 修正
					62.2点 (30年度)	64.0点		
5-5 家庭の教育 力の向上	p86	県が関わって実施 した「みえの親スマ イルワーク」の実施 市町数	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数	保護者同士で話し合いつながら「みえの親スマイルワーク」が広く県内で実施されることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることから選定しました。	4市町	29市町	県内全ての市町において「みえの親スマイルワーク」の取組が広がることをめざし、目標値を設定しました。	
5-6 社会教育の 推進と地域 の教育力の 向上	p88	公民館等の社会教 育活動として、地域 課題の解決に向け た取組を行っている 市町数	公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数	社会教育の役割として、地域課題の解決に向けて、人づくりの取組(講座やワークショップ等の学習機会の提供)を行うことが重要であることから、選定しました。	11市町 (30年度)	29市町	全ての市町の公民館等において、地域課題の解決に向けた取組が行われることをめざし、目標値を設定しました。	
5-7 文化財の保 存・活用・繼 承	p90	新たな文化財保 存活用地域計画の もと、地域社会が一 体となって保存・活 用・継承に取り組む 県・県指定等文化 財数	地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた県・県指定等文化財の数	地域社会総がかりで文化財が適切に保存・活用・継承がなされるためには、市町が策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。	0件	160件	地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・活用・継承のため、着実に文化財保存活用地域計画の策定を進め、対象となる文化財を4年間で160件とすることをめざし、目標値を設定しました。	

## 6 県立高等学校生徒募集定員の策定について

### 1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校生徒募集定員は、教育の機会均等、多様な選択肢の確保等を考慮しながら、次の要素をふまえて総合的に判断し、策定しています。

- ①中学校卒業見込み人数
- ②高校進学率
- ③県内外への流入流出による県内高校への歩留まり率（流入率）
- ④公私立高校の役割分担
- ⑤各高校の入学状況
- ⑥公私立高校の収容力
- ⑦県立高等学校活性化計画の推進

### 2 募集定員策定のスケジュール

#### (1) 募集定員総数の策定

募集定員総数は、公私立高校の教育上の諸課題についての相互理解を図ることを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定し、6月中旬に公表しています。

##### ①5月中旬

第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

##### ②5月下旬

ア 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。

イ 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。

##### ※全日制計画進学率

毎年12月に実施している「中学校卒業予定者進路希望状況調査」における全日制高校への進学希望者の割合の5年間の平均値

ウ 全日制高校進学見込み人数に流入率を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。

##### ※流入率

県内の公私立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を県内中学校から公私立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5年間の平均値

##### ③5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

##### ④6月上旬

第2回公私協での協議をふまえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

##### ⑤6月中旬

県立高校の募集定員総数を教育警察常任委員会に報告し、公表します。

## (2) 各高校の募集定員の策定

教育委員会定例会において、各県立高校の募集定員案について審議・決定し、公表します。

各高校の募集定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、平成 16 年度から夏休み前の 7 月上旬としています。

## 3 令和 3 年度の県内全日制高校入学者の現時点での見込み

### (1) 令和 3 年 3 月の県内中学校卒業見込み人数

令和元年 5 月 1 日の在籍生徒数から算出すると、前年より 713 人少ない 15,776 人と予測しています。この人数は令和 2 年 5 月 1 日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。

### (2) 全日制計画進学率

令和元年 12 月に実施した「中学校卒業予定者進路希望状況調査」における全日制高校への進学希望者の割合は 90.0% であり、最近 5 年間の平均は前年より 0.5 ポイント低下して、91.0% となります。

### (3) 流出入率

令和 2 年度の入学および進学者数が確定した後に、改めて算出します。

### (4) 県内全日制高校入学見込み人数

$$15,776 \text{ 人} \times 91.0\% \times 98.4\% = 14,126 \text{ 人}$$

(中学校卒業見込み人数) (全日制計画進学率) (流入率)

	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	増減
県内中学校卒業見込み人数	16,489 人	15,776 人	▲ 713
× 全日制計画進学率	× 91.5%	× 91.0%	▲ 0.5
全日制高校進学見込み人数	15,087 人	14,356 人	▲ 731
× 流出入率	× 98.4%	× 98.4%	
県内全日制高校入学見込み人数	14,846 人	14,126 人	▲ 720

※流入率：令和 2 年度の入学者選抜がすべて終了した後に確定するため、ここでは前年と同じ割合を使用しています。

### (5) 県立高校と私立高校の募集定員総数についての協議

令和 2 年 5 月 1 日の在籍生徒数に基づいて改めて算出する県内全日制高校入学見込み人数に対して、公私協において県立高校と私立高校の募集定員総数を協議します。募集定員策定の協議にあたっては、平成 29 年度に公私協のもとに設置した「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」がまとめた「平成 33 年度までの募集定員の公私比率等について（平成 30 年 2 月）」の提言をふまえすることとしています。

## <参考1>

### 提言「平成33年（令和3年）度までの募集定員の公私比率等について」のポイント

中学校卒業者数は、平成30年3月からの3年間で大幅に減少することが予測されていることから、今後も中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

#### ① 中学校卒業者数の予測をふまえた毎年度の募集定員の策定

- 県全体や各地域における中学生の進路状況を検証しながら、中学校卒業者数の増減予測をふまえて、毎年度公私協の場で協議を行い策定することが必要

#### ② 高校の特色化と魅力化、募集定員の大幅減への対応

- 県内の全日制高校への進学率が低下する中で、中学生が高校を選択する際に重視する特色や魅力をふまえ、県立高校と私立高校は切磋琢磨しながら一層の特色化・魅力化を図るとともに、これまで以上に多様な生徒を受け入れるよう努め、今後も双方が生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応える公教育の役割を果たしていくことが必要
- こうした役割を果たしていくためには、県立高校と私立高校の双方が、募集定員の大幅な減少を適切に分担することが必要

#### ③ 各地域の公私比率等のあり方と方向性

- 県立高校と私立高校が、募集定員の大幅な減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにすることが必要
- 県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減び進学状況等が地域によって異なることから、今後も平成25年度の提言で示された地域ごとの中長期的な方向性をふまえて募集定員を策定することが適切

#### <各地域における公私比率の方向性>

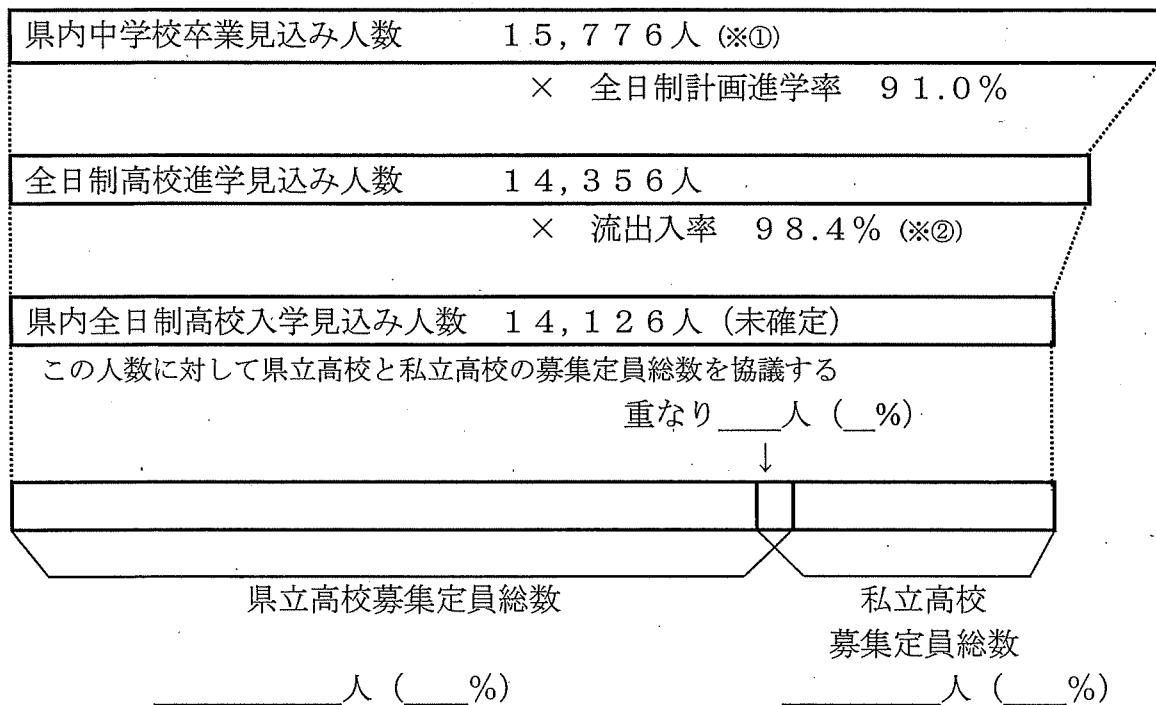
(桑名・四日市、鈴鹿・津地域) → 県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように

(松阪、伊勢、伊賀地域) → 県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように

(尾鷲・熊野地域) → 私立高校がないことから、県立高校だけで対応

- 令和3年度までの公私比率については、年度ごと地域ごとに中学校卒業者数の増減がこれまでと異なることから予測することは難しいものの、令和3年度には県立高校が75~76%程度、私立高校が24~25%程度となることが見込まれる。(令和2年度の公私比率は、県立：私立 76.8 : 24.0)

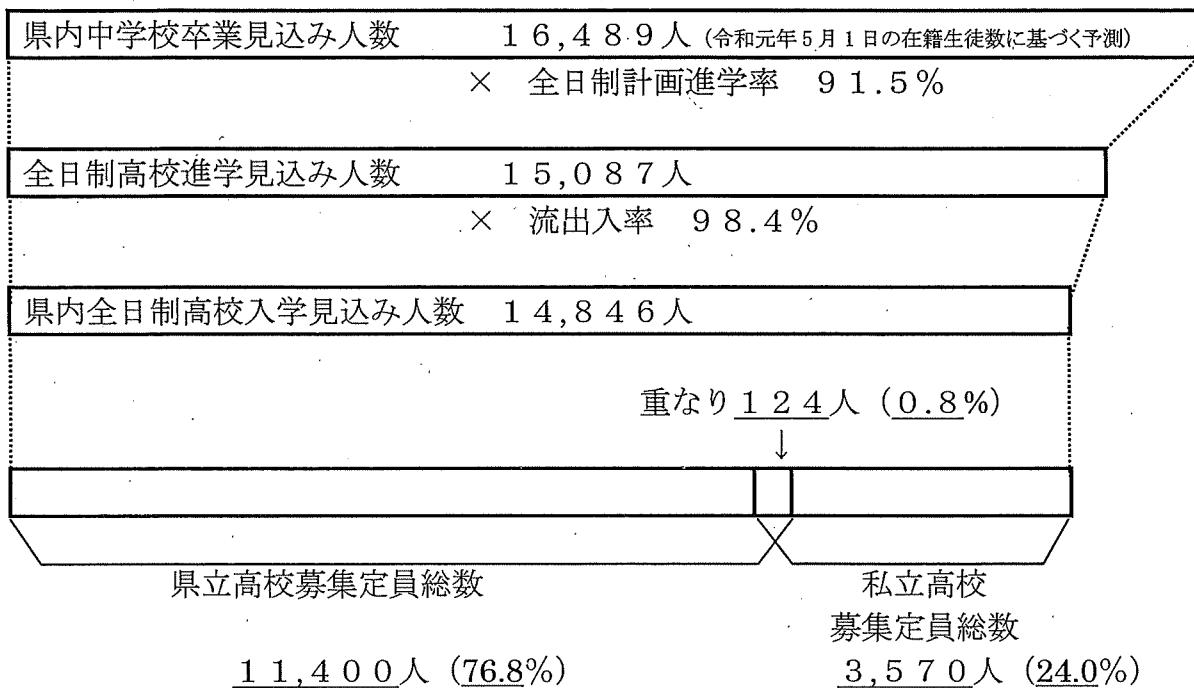
<参考2> 令和3年度県立高校の募集定員総数の策定



※① 令和2年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは令和元年5月1日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 令和2年度の入学者選抜がすべて終了した後に確定するため、ここでは前年と同じ割合を使用しています。

## 1 令和2年度の募集定員総数の策定



## 2 県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率

	平成30年度		平成31(令和元)年度		令和2年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	12,240	77.3	11,720	77.0	11,400	76.8
私立高校	3,660	23.1	3,570	23.5	3,570	24.0

※ 県内私立高校には、青山（旧日生学園第二）高校、愛農学園農業高校を含んでいません。

## 3 県立高校の学科（普通科・専門学科・総合学科）別募集定員と割合

	平成30年度		平成31(令和元)年度		令和2年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	7,520	61.4	7,080	60.4	6,920	60.7
専門学科	3,800	31.0	3,720	31.7	3,640	31.9
総合学科	920	7.5	920	7.8	840	7.4

※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。

## 三重県 中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)

参考4

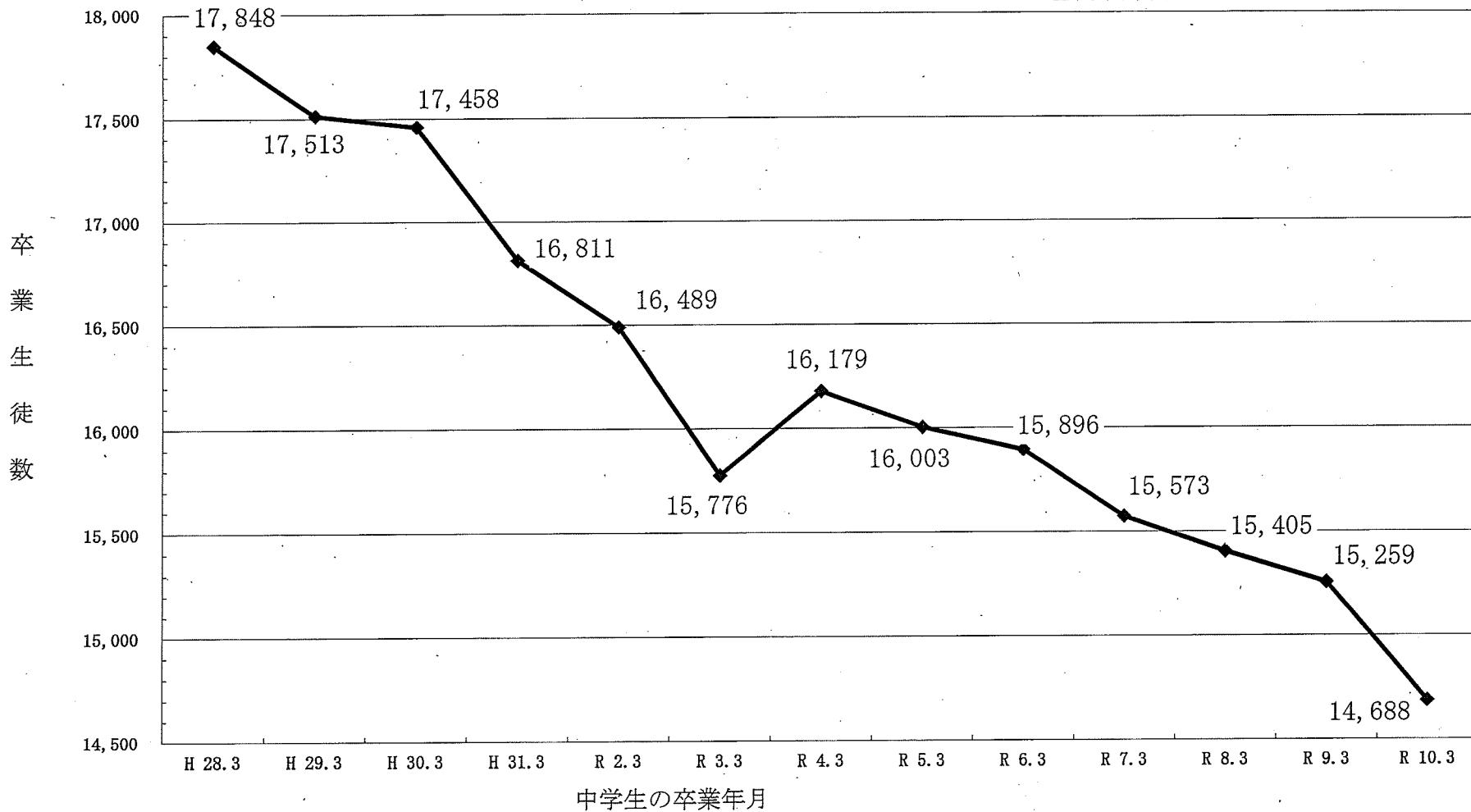
令和元年5月1日 教育政策課調べ

		H 28.3 卒業	H 29.3 卒業	H 30.3 卒業	H 31.3 卒業	R 2.3 現中3	R 3.3 現中2	R 4.3 現中1	R 5.3 現小6	R 6.3 現小5	R 7.3 現小4	R 8.3 現小3	R 9.3 現小2	R 10.3 現小1
桑名	卒業者数	2,131	2,127	2,021	2,048	1,981	1,948	1,975	1,962	1,939	1,974	1,917	1,923	1,846
	前年度対比		-4	-106	27	-67	-33	27	-13	-23	35	-57	6	-77
	H31.3対比					-67	-100	-73	-86	-109	-74	-131	-125	-202
四日市	卒業者数	3,844	3,837	3,844	3,637	3,581	3,409	3,620	3,430	3,451	3,411	3,486	3,365	3,348
	前年度対比		-7	7	-207	-56	-172	211	-190	21	-40	75	-121	-17
	H31.3対比					-56	-228	-17	-207	-186	-226	-151	-272	-289
小計	卒業者数	5,975	5,964	5,865	5,685	5,562	5,357	5,595	5,392	5,390	5,385	5,403	5,288	5,194
	前年度対比		-11	-99	-180	-123	-205	238	-203	-2	-5	18	-115	-94
	H31.3対比					-123	-328	-90	-293	-295	-300	-282	-397	-491
鈴鹿	卒業者数	2,644	2,495	2,553	2,458	2,422	2,245	2,409	2,238	2,444	2,279	2,235	2,218	2,086
	前年度対比		-149	58	-95	-36	-177	164	-171	206	-165	-44	-17	-132
	H31.3対比					-36	-213	-49	-220	-14	-179	-223	-240	-372
津	卒業者数	2,693	2,657	2,684	2,614	2,677	2,595	2,526	2,631	2,624	2,494	2,494	2,438	2,380
	前年度対比		-36	27	-70	-63	-82	-69	105	-7	-130	0	-56	-58
	H31.3対比					63	-19	-88	17	10	-120	-120	-176	-234
伊賀	卒業者数	1,607	1,530	1,549	1,503	1,457	1,433	1,409	1,373	1,388	1,354	1,319	1,363	1,296
	前年度対比		-77	19	-46	-46	-24	-24	-36	15	-34	-35	44	-67
	H31.3対比					-46	-70	-94	-130	-115	-149	-184	-140	-207
小計	卒業者数	6,944	6,682	6,786	6,575	6,556	6,273	6,344	6,242	6,456	6,127	6,048	6,019	5,762
	前年度対比		-262	104	-211	-19	-283	71	-102	214	-329	-79	-29	-257
	H31.3対比					-19	-302	-231	-333	-119	-448	-527	-556	-813
松阪	卒業者数	2,012	1,986	2,003	1,931	1,925	1,795	1,851	1,939	1,830	1,857	1,787	1,767	1,732
	前年度対比		-26	17	-72	-6	-130	56	88	-109	27	-70	-20	-35
	H31.3対比					-6	-136	-80	8	-101	-74	-144	-164	-199
伊勢	卒業者数	2,277	2,263	2,192	2,079	1,964	1,833	1,876	1,948	1,747	1,786	1,733	1,760	1,609
	前年度対比		-14	-71	-113	-115	-131	43	72	-201	39	-53	27	-151
	H31.3対比					-115	-246	-203	-131	-332	-293	-346	-319	-470
尾鷲	卒業者数	289	279	281	237	227	243	247	215	211	189	194	195	155
	前年度対比		-10	2	-44	-10	16	4	-32	-4	-22	5	1	-40
	H31.3対比					-10	6	10	-22	-26	-48	-43	-42	-82
熊野	卒業者数	351	339	331	304	255	275	266	267	262	229	240	230	236
	前年度対比		-12	-8	-27	-49	20	-9	1	-5	-33	11	-10	6
	H31.3対比					-49	-29	-38	-37	-42	-75	-64	-74	-68
小計	卒業者数	4,929	4,867	4,807	4,551	4,371	4,146	4,240	4,369	4,050	4,061	3,954	3,952	3,732
	前年度対比		-62	-60	-256	-180	-225	94	129	-319	11	-107	-2	-220
	H31.3対比					-180	-405	-311	-182	-501	-490	-597	-599	-819
県内合計	卒業者数	17,848	17,513	17,458	16,811	16,489	15,776	16,179	16,003	15,896	15,573	15,405	15,259	14,688
	前年度対比		-335	-55	-647	-322	-713	403	-176	-107	-323	-168	-146	-571
	H31.3対比					-322	-1,035	-632	-808	-915	-1,238	-1,406	-1,552	-2,123

参考 5

三重県中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)

令和元 5月 1日調査  
三重県教育委員会事務局教育政策課調べ



## 7 県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案および実施計画案について

### 1 長寿命化計画の最終案について

「三重県立学校施設長寿命化計画」について、令和元年10月7日の常任委員会で中間案をお示しした後、校長会など学校関係者との意見交換を実施したところ、中間案の記載内容の変更を要する意見はなかったため、最終案（別冊4-1）は中間案の字句修正のみとし、内容の変更はありません。

### 2 実施計画案の概要

長寿命化計画の中間案において、より具体的な改修方策を記載した実施計画を4年ごとに策定することとしており、中間案策定後、学校施設の現地調査を実施のうえ、実施計画案（別冊4-2）を策定しました。

実施計画の第Ⅰ期（令和2年度～5年度）においては、築40年以上経過している建物が約5割を占める現状をふまえ、より多くの建物の劣化の進行を抑えるため、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の老朽化対策をその前半に重点的に実施します。

あわせて、トイレは早急に洋式化を図っていく必要があるため、屋上防水や外壁などの改修と並行して改修を進めます。トイレの改修は第Ⅰ期の後半から第Ⅱ期の初年度（令和5年度～令和6年度）に重点的に取り組み、5年間で、改修が必要となっている全ての県立学校の、利用頻度の高い普通教室棟などのトイレ改修に着手します。

#### （1）屋上、外壁、内装等の改修

##### ①改修の概要

劣化した部位を単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げて改修します。

また、工期は夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とし、教育活動への影響が最小限となるように努めます。

なお、建築時と比較して学級数が大幅に減少したこと等により、空き教室など未利用施設の割合が高い学校は、空き教室の有効活用について十分に検討し、必要に応じて減築を実施し、維持管理の負担軽減を図ります。

##### ②改修対象とする校舎等の選定方針

今計画期間中の長寿命化改修については、改修効果を最大限にするため、使用頻度の高い普通教室を含む建物の改修を優先的に実施します。

また、屋上防水や外壁など、その部位の劣化が構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の改修を優先的に実施するほか、劣化状況等に応じ、改修が必要な部位ごとに改修を実施します。

### ③今計画期間での改修を実施する予定の校舎

平成29・30年度に実施した劣化状況調査の結果に基づき、築年数と屋上防水や外壁等の劣化に着目して抽出した建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、使用頻度の高い普通教室を含む建物を中心に、専門的知識を有する職員により老朽化状況等について改めて現地調査を行い、年度毎の優先順位について判断しました。

なお、改修を行う建物は、建物の老朽化の状況、工事の進捗状況及び予算の状況等により必要が生じた場合は、隨時見直しを行います。

R2	R3	R4	R5
桑名(普通特別教室棟) <sup>#(1)</sup> 飯野(管理普通教室棟) <sup>#(1)</sup> 津東(管理特別教室棟・特別教室棟・普通教室棟) <sup>○</sup> 津商業(渡り廊下) <sup>○</sup> 伊勢まなび(体育館) <sup>○</sup> 伊賀白鳳(第1実習棟, 第3実習棟) <sup>○</sup> 尾鷲(プール) <sup>○</sup>	桑名(普通特別教室棟) <sup>#(2)</sup> 飯野(管理普通教室棟) <sup>#(2)</sup> 桑名西(体育館) 桑名工業(管理教室棟・特別教室棟) 川越(体育館) 白子(文化棟) 松阪(教室棟1) 伊勢(普通教室棟・特別教室棟) 伊賀白鳳(第2実習棟, 第4実習棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟1) 杉の子特支(管理教室棟) (四日市南(プール(解体)))	桑名(普通特別教室棟) <sup>#(3)</sup> 飯野(管理普通教室棟) <sup>#(3)</sup> 四日市南(教室棟・管理特別教室棟) 四日市商業(普通教室棟) 亀山(教室棟1, 教室棟2) 津(教室棟) 松阪(教室棟2) 伊勢(特別教室棟) 上野(普通教室棟1) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟2)	桑名(普通特別教室棟) <sup>#(4)</sup> 四日市(教室棟・特別教室棟, 図書館棟) 四日市中央工業(管理教室棟, 屋内プール棟) 神戸(普通教室棟) 石薬師(特別教室棟) 津工業(普通教室棟) 相可(普通教室棟・特別教室棟)
7棟	13棟	12棟	9棟

※<sup>1</sup>網掛の建物はトイレ改修もあわせて実施する。

※<sup>2</sup> #は工事が複数年にわたることが想定される場合の工事期を示す。()内の数字は何年目を示す。

※<sup>3</sup> ○は老朽化が進んでいたことから、当計画策定前から改修を予定していた建物。

## (2) トイレの改修

### ①改修の概要

配管の更新など耐久性の向上を図るとともに、便器の洋式化、床の乾式化や暖房便座など、機能面の向上を図る改修を実施します。

また、工期は長期休業期間を中心とした工事実施を基本とし、教育活動への影響が最小限となるように努めます。

なお、改修箇所は、対象校の男女各1系統(※)ずつを基本とします。

※トイレの配管は、排水処理のため最上階から地上階まで縦方向に連続して設置されている場合がほとんどで、配管が連続し、階層ごとに同位置にあるトイレは「系統」として一つの単位にまとめられます。

## ②改修対象校等の選定方針

トイレの改修を優先的に実施する学校は、便器の洋式化率で一律に判断するのではなく、改修履歴や劣化状況、生徒数に対する洋便器数の現状を考慮したうえで、洋便器の充足の度合いが低い学校から改修に着手できるよう取組を進めます。

また、改修するトイレは、老朽化の程度も考慮するものの、生徒の利用頻度の高い普通教室を含む建物のトイレを優先します。

## ③今計画期間での改修を実施する予定の学校

生徒数に対する洋便器数の充足の度合いが低い学校から優先して着手することとし、普通教室を含む建物のトイレについて、専門的知識を有する職員により、対象となるトイレの改修履歴を確認のうえ、使用状況や老朽化の状況について改めて現地調査を行い、年度毎の優先順位について判断しました。

なお、改修を行う建物は、建物の老朽化の状況、工事の進捗状況及び予算の状況等により必要が生じた場合は、隨時見直しを行います。

第Ⅰ期					第Ⅱ期(予定)
R2	R3	R4	R5	R6	
桑名 飯野	桑名工業 四日市四郷 四日市農芸 稻生 久居 松阪 松阪商業 伊勢 尾鷲 みえ夢	桑名北 四日市 四日市南 四日市商業 亀山 津 津東 津商業 宇治山田 明野 上野	桑名西 四日市中央工業 神戸 白子 津西、津工業 久居農林、相可 宇治山田商業 川越、四日市工業 北星、いなべ総合 松阪工業 名張、四日市西 飯南、紀南	菰野、伊勢工業 伊賀白鳳、木本 朝明、昂学園 あけぼの、名張青峰 伊勢まなび、水産 白山、鳥羽、志摩 南伊勢・度会 南伊勢・南勢 かがやき、稻葉 伊賀つばさ、くわな 西日野にじ、玉城わかば	
2校	10校	11校	18校	21校	

※第Ⅰ期と第Ⅱ期で全ての学校の普通教室棟のトイレの洋式化・乾式化を行うことを想定。ただし、かがやき(草の実分校、あすなろ分校)、杉の子(本校、分校)、度会、松阪あゆみ、東紀州くろしお学園は洋式化率100%、また、石薬師は普通教室棟の生徒用トイレが洋式化率100%であるため、未着手として整理。北勢きらら、くろしおわせ、城山は和便器数が少數のため計画期間内で別途実施する。

※網掛の学校は長寿命化改修にあわせてトイレ改修を行う予定の学校を示す。

## 3 今後の取組

計画策定後は、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化等の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づき、より効果的な整備となるよう取り組みます。

## 8 第四期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(案) について

### 1 計画策定の趣旨

第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(以下「第四期計画」という。)は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)により策定が義務づけられている「特定事業主行動計画」として策定するもので、対象となるのは三重県教育委員会事務局および県立学校の職員です。

三重県教育委員会では、『子どもは社会の希望、未来の力であり、次世代を担う子どもが健やかに育つ社会の構築が、何よりも優先されるべき時代の要請である』との認識のもと、職員一人ひとりが、次世代育成支援に対する認識を深め、かつ積極的に関わることにより、子どもを希望どおり生みやすく、育てやすい勤務環境の整備を図り、職業生活と家庭生活の両立を支援するため、平成17年3月に第一期(平成17年度～21年度)、平成22年3月に第二期(平成22年度～26年度)、平成27年3月には、第三期(平成27年度～令和元年度)の特定事業主行動計画(以下「第三期計画」という。)を策定し、次世代育成支援に関する取組を進めてきました。

都道府県行動計画については、「三重県次世代育成支援行動計画」と相互に関連する「少子化対策計画」、「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」と一体化した計画「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」として、策定を進めています。

第四期計画の策定にあたっては、第三期計画の成果と課題を検証し、国から示された「行動計画策定指針」や「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」をふまえて策定することとします。

#### 【参考】

##### ○ 次世代育成支援対策推進法

平成15年7月16日に公布、施行されましたが、行動計画に係る条項については、平成17年4月1日から施行され、この条項の施行から10年間の時限立法です。

平成26年4月23日に法の有効期限を10年延長するなどの改正法が公布、施行され、令和7年3月31日までの時限立法となっています。

##### ○ 特定事業主行動計画

特定事業主行動計画は、都道府県行動計画、市町村行動計画、一般事業主行動計画とともに、次世代法に規定されている4つの行動計画の1つです。

次世代法では、「国及び地方公共団体の機関の長等」は、職員を雇用する立場の事業主(特定事業主)と位置づけられており、行動計画(特定事業主行動計画)を策定することが義務づけられています。

## 2 第三期計画の成果と課題等

### (1) 数値目標の達成状況

第三期計画の進捗状況を客観的に把握するために、3つの数値目標を設定して、取組を進めてきました。

数値目標3項目の結果は、男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率については、平成27年度から平成30年度までの平均取得率は72.4%（第二期は75.4%）となり、目標の85%を下回りました。所属別では、県立学校の平均取得率が71.8%、教育委員会事務局の平均取得率が82.1%となりました。

また、男性職員の育児休業等（部分休業を含む）の取得率については、同期間の平均取得率は7.3%（第二期は4.6%）となり、目標の14%を下回りました。所属別では、県立学校の平均取得率が6.2%、教育委員会事務局の平均取得率が24.6%となりました。

さらに、「職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数」についても、同期間の平均取得日数は12.7日（第二期は12.6日）となり、目標の15日を下回りました。所属別では、県立学校の平均取得日数が12.9日、教育委員会事務局の平均取得日数が10.8日となりました。

#### 【第三期計画期間中の数値目標達成状況】

	第一期 (H17~21) 平均 (H21目標)	第二期 (H22~26) 平均 (H26目標)	H27	H28	H29	H30	H27~30 平均	R 1 目標
① 男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率（%）	37.9 (50.0)	75.4 (80.0)	73.6	72.3	74.3	69.4	72.4	85.0%
② 男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得率（%）	3.5 (5.0)	4.6 (10.0)	8.8	7.4	6.9	6.1	7.3	14.0%
③ 職員1人あたりの年次有給休暇の平均取得日数（暦年）	12.5 (15)	12.6 (15)	12.6	11.7	13.3	13.2	12.7	15日以上

### (2) 計画期間中の制度拡充

育児休業等制度の拡充（対象となる子を、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等にも拡大、H29）や家族看護休暇の拡充（子の傷病等に、子が受ける機能回復訓練又は子の出産も含む、H29）、早出遅出勤務制度の拡充（対象となる子を、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等にも拡大）、学校等行事休暇取得要件の拡充（対象となる子を、高校等を卒業又は修了するまでの子に拡大、H29）など、子育て支援に関する制度の充実により、職員がそれぞれの希望に応じた多様な勤務形態を選択することが可能になりました。

### (3) 計画期間中の意識の変化

こうした取組を進めていく中で、職員の育児休業等の取得が進みにくい理由や育児休業等を取得する際に悩んだことなどについて、職員の意識を確認するため、職員にアンケートを実施しました。

アンケート結果によると、「あなたは、育児休業（部分休業を含む）を取得できる状況となった場合、取得しますか。」という問に対する回答として、男女とも「取得したい」が増加しましたが、特に男性は大幅に増加しました。一方、「取得するつもりはない」は男女とも減少しましたが、特に男性は大幅に減少しました。これらのことから、男女とも育児休業取得に対する意識が変化してきていると考えられます。

また、「あなたが、育児休業（部分休業を含む）を取得できなかつたまたはしたくない理由は、何ですか。」という問に対する回答として、「自分以外に育児をする人がいるため」、「配偶者が主に育児をするものと考えるため」を選択した男性が減少し、女性が増加したことから、男性職員の育児参加意識は向上しつつあると考えられます。

#### 【参考】

##### ◆ 令和元年度次世代育成支援アンケート

対象：県教育委員会事務局及び県立学校の正規職員 4,390 人

調査期間：令和2年1月10日から同月20日まで

回答率：68.7%（回答者数は3,015人）（H26は65.9%）

○あなたは、育児休業（部分休業を含む）を取得できる状況となった場合、取得しますか。

取得したい

男性 H26 : 26.4% → R1 : 44.1%

女性 H26 : 75.3% → R1 : 84.5%

取得するつもりはない

男性 H26 : 32.6% → R1 : 19.2%

女性 H26 : 2.2% → R1 : 1.7%

○あなたが、育児休業（部分休業を含む）を取得できなかつたまたはしたくない理由は、何ですか。（複数選択可）

自分以外に育児をする人がいるため

男性 H26 : 62.4% → R1 : 34.9%

女性 H26 : 23.1% → R1 : 29.6%

配偶者が主に育児をするものと考えるため

男性 H26 : 12.6% → R1 : 8.3%

女性 H26 : 0.0% → R1 : 7.8%

#### (4) 課題等

平成 30 年度終了時点では 3 項目の数値目標をいずれも達成することができていません。

アンケートの結果から、男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得が進みにくい理由として、周囲の職員に迷惑がかかると考えていること、業務が多忙であることなど、取得する職員の不安が大きく、平成 26 年度から職員の意識が変化するほどは職場環境を改善することができなかつたことが分かりました。これらのことから、より一層、職員の意識改革や職場の雰囲気づくりに努めていく必要があります。

#### 【参考】

##### ◆ 令和元年度次世代育成支援アンケート

○男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得が進みにくい理由は、何だと思いますか。

(複数選択可)

周囲の職員に迷惑がかかると考えるため H26 : 71.5% → R1 : 72.3%

復職後、業務についていけるか心配であるため H26 : 19.6% → R1 : 17.7%

○あなたが、育児休業（部分休業を含む）を取得できなかつたまたはしたくない理由は、何ですか。（複数選択可）

職場に迷惑をかけるのを避けるため H26 : 66.9% → R1 : 60.7%

職場が休暇を取得しにくい雰囲気であるため H26 : 18.1% → R1 : 19.9%

○年次有給休暇の取得が進みにくい理由は、何だと思いますか。（複数選択可）

業務が多忙であるため H26 : 80.8% → R1 : 79.8%

周囲の職員に迷惑がかかると考えるため H26 : 61.2% → R1 : 54.8%

休暇取得後、他の日にしわよせがくると考えるため H26 : 51.0% → R1 : 54.8%

部活動指導業務があるため H26 : 46.6% → R1 : 46.7%

### 3 第四期計画（案）の概要

第四期計画（案）は、第三期計画の4つの基本方針を継承するとともに、引き続き『仕事も子育てもみんなで応援！』を合言葉に、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりをめざします。

また、前述の成果や課題等を受けて、今後もこれまでの取組を継続しつつ、より一層の職員の意識改革や職場の雰囲気づくりに努めていくため、第三期計画の12項目の取組をさらに充実させて進めていきます。

なお、計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

#### （1）第四期計画（案）の構成

##### 第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の推進体制

##### 第2章 基本方針

- 1 子どもを生みやすい、育てやすい勤務環境を整備します
- 2 次世代育成を支援する職場風土をつくります
- 3 次世代育成を支援する地域社会の取組に積極的に参画します
- 4 取組を通じて子どもたちに次世代育成の大切さを伝えます

##### 第3章 次世代育成支援の取組

- 1 妊娠中の職員や出産後の職員に対する配慮
- 2 男性の子育て目的の休暇等の取得促進
- 3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等
- 4 時間外勤務（時間外労働）の削減
- 5 休暇の取得促進
- 6 次世代育成を支援する意識の醸成
- 7 子育て期の女性職員の活躍推進に向けた取組
- 8 その他勤務環境の整備に関する取組
- 9 子育てバリアフリーに関する取組
- 10 子育てに関する地域活動への参画
- 11 子どもと触れ合う機会の充実
- 12 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

## (2) 第三期計画からの主な改正点

アンケートの結果、育児休業等を取得する職員と周囲の職員の意識は変わっておらず、職場全体でサポートしあう環境や、体制づくりがさらに必要なことから、以下のように改正しました。

- ① 第3章1 「妊娠中の職員や出産後の職員に対する配慮」 【計画15~17頁】
  - ・ 妊娠中の職員が、安心して産前産後休暇に入ることができるように、代替職員の確保に努めるとともに、職場全体でサポートしていく体制をつくることとしていたところに、妊娠中の職員の意識として、職員が職場への負担を考えて、育児休業等の取得を躊躇するがないようにと付け加えました。
- ② 第3章2 「男性の子育て目的の休暇等の取得促進」 【計画18~21頁】
  - ・ 子どもが生まれた男性職員とその所属長に対し、教育長メッセージを送付し、育児休業等の取得を促進することを追加しました。
  - ・ 父親となる男性職員が職場への負担を考えて、育児休業等の取得を躊躇する事なく、安心して育児休業等に入ることができるよう、代替職員の早期確保に努める等、職場全体でサポートしていく体制をつくる旨を追加しました。
- ③ 第3章3 「育児休業等を取得しやすい環境の整備等」 【計画21~25頁】
  - ・ 職員が安心して育児休業制度等を利用できるよう、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努めるとしていましたところに、職員の意識として、職場への負担を考えて、育児休業等の取得を躊躇するがないようにと付け加えました。
- ④ 第3章4 「時間外勤務（時間外労働）の削減」 【計画26~31頁】
  - ・ 働き方改革に向けた国の制度改正に基づく時間外勤務（時間外労働）の上限設定をふまえた取組を追加しました。
- ⑤ 第3章5 「休暇の取得促進」 【計画32~34頁】
  - ・ 学校閉校日の設定の推進による休暇取得を奨励する旨を追加しました。
- ⑥ 第3章6 「次世代育成を支援する意識の醸成」 【計画35~37頁】
  - ・ 県立学校長会及び教育委員会事務局運営調整会議等で、「子育て支援アクションプラン」の周知を行うことを追加しました。
  - ・ 各職場内で、「子育て支援アクションプラン」を紹介し、情報共有を図り、活用することを追加しました。

### (3) 数値目標

- ① 男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率  
　　男性職員の育児参加休暇、家族看護休暇、学校等行事休暇及び年次有給休暇で5日間以上の取得100%とします。（第三期計画では85%）
- ② 男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得率  
　　国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、男性の育児休業取得率の目標値が、2020年の13%から2025年は30%に引き上げされました。  
　　また、三重県教育委員会の令和元年度次世代育成支援アンケート結果において、育児休業（部分休業を含む）の取得を希望する男性職員の割合が平成26年度に実施したアンケート結果から増加していることを勘案し、30%とします。（第三期計画では14%）
- ③ 職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数  
　　業務が多忙であることや、休みにくい職場の雰囲気などの課題の解消に向け、抜本的な業務削減に加え、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を進めることとし、15日以上とします。（第三期計画では15日以上）

## 9 県教育委員会における障がい者雇用について

### 1 障がい者雇用率について

県教育委員会では、平成31年3月に策定した「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」に基づき、障がい者雇用の推進に取り組んできたところですが、令和元年6月時点の障がい者雇用率は、法定雇用率2.40%に対し2.29%となりました。

【本県教育委員会における雇用率の推移】（各年6月1日現在）

年度	29年	30年	R1年
雇用率	1.98%	2.15%	2.29%
障がい者数	214.5人	232.0人	284.5人
法定雇用率を満たす 障がい者数との差	▲23.5人	▲26.0人	▲13.5人
法定雇用率	2.40%		

### 2 三重県教育委員会障がい者活躍推進計画について

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行されることに伴い、障がいのある職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍するための取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、国および地方公共団体の任命権者は、国の障害者活躍推進計画作成指針に即して「障害者活躍推進計画」を作成することが必要となりました。

県教育委員会では、「障害者活躍推進計画」作成にあたり障がいのある教職員を新たに構成員として加えた「三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム」を設置し、これまでの推進方策の取組状況をふまえ、採用及び定着等に関する目標の設定、障がいのある職員一人ひとりに合った職務の選定・創出、職場環境の整備など計画の内容について協議を行いました。

また、推進チームでの協議に加え、計画の内容については障がい者団体および職員団体からも多様な意見をいただきました。

これらの意見等をふまえ、推進方策を一部見直し、別冊6のとおり「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」をとりまとめたところです。

### 3 採用について

令和2年1月採用については、非常勤職員（業務補助職員）13名（県立学校に4名、小中学校に8名、事務局に1名）を任用しました。

令和2年4月採用については、教員採用選考試験における障がい者特別選考において教員2名、身体障がい者および精神障がい者を対象とした市町立小中学校職員採用選考試験において事務職員2名を採用する予定です。非常勤職員については、学校業務支援員（旧：業務補助職員）14名を募集し、現在2次選考を行っているところです。

#### 4 今後の対応

次年度以降は、「三重県教育委員会障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに注力して取り組むとともに、計画的な採用を進めるなど障がい者雇用を一層推進してまいります。

## 10 夜間中学について

### 1 夜間中学について

夜間中学は、戦後の混乱期の中、生活困窮等により義務教育を受けられなかった者に対し、義務教育機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に設けられた制度です。現在では、義務教育未修了の学齢超過者のほか、不登校による中学校の形式的卒業者や外国籍の方等の義務教育を受ける機会を実質的に保障するためのさまざまな役割が期待されています（平成29年7月時点で、公立夜間中学に在籍する生徒の約8割が、日本国籍を有しない生徒）。

平成28年12月には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の均等確保等に関する法律」（教育機会確保法）が成立し、全都道府県、市町村に、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

また、教育機会確保法に基づく基本方針（平成29年3月文部科学大臣決定）や、第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）等において、国として、全ての都道府県に少なくとも一つ夜間中学を設置することをめざすという方向性が示されています。

### 2 夜間中学等のニーズ調査等について

#### （1）「夜間中学等のニーズ調査に関する検討会議」の設置

県教育委員会では、上記のような国の動きをふまえ、まずは県内の状況を把握するニーズ調査を実施することとし、調査の内容や進め方について検討するため、庁内関係課、市教委担当者、民間団体関係者等からなる「夜間中学等のニーズ調査に関する検討会議」（座長：岡田敏之 京都教育大学教授）を設置しました。昨年10月18日（金）に第1回会議を開催し、調査実施に向けて議論いただきました。

#### （2）夜間中学等に関するニーズ調査について

検討会議の議論をふまえ、県教育委員会では、昨年12月から本年2月にかけて、県内のニーズ調査を実施しました。ニーズ調査は、日本語教室や識字教室等に通われている方を対象に実施する聞き取り調査（※1）と、より幅広い方を対象としたウェブ上でのアンケート調査（※2）の形で実施し、現在、委託業者（株式会社 百五総合研究所）において集計作業等を行っています。

（※1）聞き取り調査は、県内の外国人対象の日本語教室・学習支援教室等（計31教室）や、識字教室等（9か所）に通っている方、「みえ不登校支援ネットワーク」の参加団体のフリースクール等（10校）の生徒の方を対象に、教室等の主宰者に依頼して実施。

(※2) ウェブアンケート調査については、ウェブ上に、潜在的対象者本人を対象としたものと、それらの方へ支援を行っている福祉関係者等の支援者を対象としたものの2通りを実施。本人用調査票は、ルビ付きの日本語のほか、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の、計8か国語で提供。

#### (3) 夜間中学に関する理解促進のためのイベント開催

ニーズ調査実施期間中の本年1月22日(水)、夜間中学についての理解促進を図るため、夜間中学の実態を描いたドキュメンタリー映画「こんばんはⅡ」の上映会と、同映画の監督である森康行さんと現役の夜間中学の生徒による講演会を開催しました。(参加者:92名)

#### (4) 全国の夜間中学設置状況

現在、公立夜間中学は、9都府県27市区で33校設置されています。なお、県立では、徳島県が令和3年4月に開校予定です。

### 3 今後の予定

ニーズ調査の結果が取りまとめ次第、第2回検討会議(3月実施予定)において結果の報告等を行います。さらに、来年度以降に新たな会議を立ち上げ、今回の調査結果を精査しつつ、三重県における義務教育機会の確保の方法としてどのような形態が望ましいのか、今後のあり方等について検討を進めていく予定です。

## 1.1 三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について

三重県特別支援教育推進基本計画の改定にあたり、中間案について、県議会での審議、パブリックコメントの実施（10月15日から11月14日まで 42人・団体から102件の意見）、第5回総合教育会議（12月2日）における特別支援教育に係る議論、その後、第4回特別支援教育推進会議（12月23日）での検討、第5回教育改革推進会議（2月10日）での協議を行い、最終案を別冊7-1のように取りまとめました。

### 1 中間案からの主な変更点

中間案から最終案への変更箇所（新旧対照表）は、別冊7-2のとおりです。主な変更点は次のとおりです。

#### ○合理的配慮について（P1）

合理的配慮に関する説明として「障害者の権利に関する条約」を引用していましたが、パブリックコメントにおいて、説明文の「過度の負担を課さないもの」という文言は、安易な合理的配慮の不提供につながりかねないという意見がありました。このことから、よりわかりやすい説明として、「障がいの有無に問わらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」のリーフレットから「重すぎる負担がある時でもその理由を説明し、別のやり方を提案する等理解を得るよう努めることが必要です」という内容に変更しました。

#### ○学校と放課後等デイサービス事業者との連携について（P10）

パブリックコメントにおいて、放課後等デイサービス事業所と学校との連携については、厚生労働省からガイドラインが示されていることから、ガイドラインをふまえていることを記載してはどうかという意見をふまえ、表記を修正しました。

#### ○パーソナルカルテの名称を変更することについて（P10）

パーソナルカルテについては、活用を進める中で、保護者等からの名称変更や内容の充実に関する要望を受け、「支援情報ファイル」として改定することとしていました。総合教育会議での「もう少しソフトな名称にならないか」という意見をふまえ、「パーソナルファイル」と名称変更するとともに、あらたに就学前段階の情報や卒業後の進路先に進路相談等の記録を引継げるよう内容の充実を図りました。特別支援教育推進会議の委員である保護者の方からは、改定されたことで、「子どもの発達の記録や福祉や労働等関係機関への引継ぎに必要な情報を幅広く残すことができ、大変ありがたい」といった旨の意見をいただいています。

#### ○高等学校における通級による指導について（P24）

パブリックコメントにおいて、高等学校では学習評価や単位認定が進級や卒業に大きくかかわり、公平性を含め十分に留意する必要があるという意見をいただきました。通級による指導においても適正な評価等が行われるよう、評価方法や単位認定について教員の共通理解が必要であることを追記しました。

#### ○農福連携を活用した取組について（P35）

農福連携の活用について、これまで農林水産部等と連携し、農業普及指導員を特別支援学校に派遣するなど農業を取り入れた作業学習の充実に取り組んできました。三重県障がい者就農促進協議会と特別支援学校との連携により、あらたに「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」（令和元年11月）が完成したことから、本プログラムを有効に活用していくことを追記しました。

#### ○特別支援学校の子どもたちの安全・安心に関する取組等について（P41）

パブリックコメントにおいて、子どもたちが安心して避難できる場所の確保や防災への意識を高めること等についての意見をいただきました。

特別支援学校では、心理面や医療面で配慮を必要とする子どもたちが多く、子どもの状況に応じて安全・安心を確保するための対策が必要とされていること、特別支援学校防災機能強化検討委員会などの研修会や意見交換の場を通じて、課題の検討や避難訓練の実施、危機管理マニュアルの見直し等による、災害時の安全確保のための体制づくりを進めることを記載しました。

### 2 数値目標について

最終案の作成に合わせ、別冊7-1のとおり、各指標の現状値および目標値を記載しました。

### 3 今後の予定

令和2年3月24日（火）の教育委員会定例会の議決をもって、三重県特別支援教育推進基本計画を確定します。

本計画を周知するため、市町等教育委員会、高等学校、特別支援学校、関係機関等に配布するとともに、電子データを県ホームページに掲載します。

## 【参考】パブリックコメントについて

三重県特別支援教育推進基本計画（中間案）について実施したパブリックコメントの概要は次のとおりです。なお、パブリックコメントの詳細は、別冊7-3のとおりです。

### （1）意見募集期間

令和元年10月15日（火）から同年11月14日（木）まで

### （2）意見内容

#### ①意見総数

42人・団体の方々から102件の意見をいただきました。

#### ②項目別意見件数

項目	意見数
はじめに 三重県特別支援教育推進基本計画について	
1 改定の経緯および計画の期間	11
2 三重県の特別支援教育に係る状況	5
第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実	
1 早期からの一貫した支援の充実	10
2 就学前の取組と就学先の決定	17
3 支援情報の円滑な引継ぎの充実	2
第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進	
1 通常の学級における指導・支援の充実	4
2 通級による指導・支援の充実	4
3 特別支援学級における指導・支援の充実	8
4 小中学校における医療的ケアの支援の充実	1
第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進	
1 特別な支援を必要とする生徒への対応	5
2 通級による指導	1
3 入院している生徒に対する学習保障	0
第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進	
1 特別支援学校における指導の充実	5
2 キャリア教育の推進	1
3 医療的ケアの取組の充実	4
4 交流及び共同学習の充実	1
5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組	7

6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援	2
第V章 教員の専門性の向上	1
第VI章 特別支援学校の整備	
1 これまでの整備の経緯	0
2 今後の対応	4
全体に関わるもの	9

### ③対応状況

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	22
② 反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの	17
③ 参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	43
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	16
⑤ その他 (①から④に該当しないもの)	4
合計	102

## 12 高校生の交通安全教育について

### 1 第7回高校生の交通安全教育検討委員会での協議

令和2年3月5日（木）に開催した第7回検討委員会では、「検討委員会における協議のまとめ」（以下、「協議のまとめ」という。）について協議を行い、系統的な交通安全教育の具体的な進め方や、学校と関係団体との連携協力について意見を頂いて検討を終えました。

#### ＜協議のまとめで確認された主な事項＞

- ・卒業後を見据えた運転者となるための交通安全教育について  
現行の「高等学校交通安全指導要項」（以下、「要項」という。）に、どのように具体的な記述を加えれば良いか協議し、高校3年間を見通した系統的な交通安全教育や、喫緊の課題となっている自転車事故を防止するための取組、関係団体との連携協力に係る具体的な記述を盛り込んで改定することとなりました。
- ・高校生の二輪車運転免許の取得について

これまでの検討委員会では全ての生徒に二輪車運転免許の取得を積極的に認めすべきという意見はありませんでした。また、今年度高校生と保護者に実施した意識調査で「学校の許可が得られたら取得したい」との回答は高校生7.3%、保護者6.6%であったことから、現行の要項の中で、必要な生徒が二輪車運転免許を取得できるように対応していくこととなりました。

また、二輪車運転免許を取得した場合の安全運転講習のあり方についても意見を頂きました。

#### 【参考】現行の要項より、運転免許の取得に係る取扱いについて抜粋

- (1) 運転免許試験を受けようとする生徒は、校長に申し出てその同意を得るものとすること。
- (2) 上記の申し出があった場合、校長は、保護者の意向を確認したうえ、通学のための交通機関の状況、家業の都合等の観点から当該生徒の運転免許取得の必要性の有無について十分検討し、同意を与えるか否かについて判断すること。

### 2 今後の対応

#### （1）協議のまとめをふまえた要項の改定等について

協議のまとめをふまえ、交通安全教育に関する記述を盛り込んで要項を改定するとともに、各学校が交通安全教育を充実していくよう、参考となる資料を作成します。

- ① 交通安全教育の実施にあたって学校が連携できる関係団体や、当該団体と協力して実施できる内容を記載した資料
- ② 高校3年間を見通した交通安全教育の実施に係る各学年の全体計画案

(2) 免許取得者に対する安全運転講習（実技講習を含む）

各関係団体と協議を行い、県内に 21 校ある自動車教習所で、基本的な実車指導や場内コース、シミュレーター等の施設を利用した「危険予測」を含む、実践的な内容の安全運転講習（実技講習を含む）を受講できるようにします。

なお、改定した要項等については、4 月以降、県立学校長会議や生徒指導担当者を対象とした研修会等の場を活用し、周知徹底します。

## 13 いじめの防止等に係る取組について

### 1 「三重県いじめ防止条例」をふまえた主な取組

#### (1) 啓発と社会総がかりの取組

##### ①三重県いじめ防止応援サポーターの主な取組

各事業所、団体等の特色に応じて以下のような取組をしています。

- ・店舗や事務所等への啓発ポスターの掲示及び事業者、団体のホームページ上で  
のいじめの防止に係る活動の報告や啓発
- ・日頃から児童生徒の様子を見守るとともに、いじめ等があれば保護者や学校等  
と情報共有
- ・県教育委員会主催のイベント等に参加し、児童生徒と交流
- ・路線バス車内への啓発ポスターの掲示

##### ②いじめ防止サミット

日 時：令和元年11月9日 13時00分から16時30分まで

参加者：小学校、中学校、高等学校の児童生徒およびいじめ防止応援サポーター、  
保護者、教職員等 計200人

#### 内 容

- ・講演：「ネットいじめの被害者にも加害者にもならないために」

全国ICTカウンセリング協会代表理事 安川雅史さん

- ・グループ討議

小中学生及び高校生、いじめ防止応援サポーターで構成したグループで  
世代を越えていじめ問題について意見交換をし、いじめ防止に関するメッ  
セージを考えました。

#### 【代表例】

##### (いじめられている人へ)

- ・自分の気持ちを伝えることは、恥ずかしいことじゃないです。

##### (いじめている人へ)

- ・今あなたが行っていることは、間違っています。

- ・個性を認め、相手の立場で考えて行動しよう。

##### (周りでいじめを見ている人へ)

- ・一人ではできないことも、みんなならできる。

##### (先生へ)

- ・カウンセリング、面談など、話をしっかり聞いてほしい。

##### (すべての人へ)

- ・気づいて声をかける、勇気を行動に移す。

#### ③11月いじめ防止強化月間の主な取組

##### (ア) ピンクシャツ運動

ピンクのシャツや小物を身に付けることで、いじめ反対の意思表示をする  
運動を推進しました。期間中は学校やいじめ防止応援サポーター等の事業者・  
団体を中心として、取組が行われました。

#### (イ) 街頭における啓発

近鉄四日市駅、津駅、名張駅、宇治山田駅、尾鷲駅において、いじめ防止応援サポーターである日本郵便株式会社東海支社と連携して、スタッフがピンクのシャツや小物を身につけ啓発を行いました。

#### (ウ) 三重県立図書館との連携

三重県立図書館と連携し、いじめの問題に係る書籍といじめ防止の啓発資料等を県立図書館に展示しました。

### (2) いじめの防止のための児童生徒の主体的な取組（11月いじめ防止強化月間）

#### 《亀山市小学校》

児童会でピンクシャツ運動のイメージキャラクターを考案し、それをシール台紙に印刷したものを見童に配布し、いじめ反対の意思表示を行いました。

#### 《志摩市小学校》

「いじめ0（ゼロ）の木運動」として、「いじめを許さないという気持ち」「いじめのない学校にするために自分ができること」などを葉っぱの形のカードに書き掲示しました。

#### 《桑名市中学校》

各クラスでいじめの防止につながる標語を考え、「いじめ防止かるた」を作成し、かるたを使い、いじめ防止に向けた取組につなげる予定です。

#### 《紀宝町中学校》

いじめをテーマにした劇を文化祭で行いました。台本づくりから配役、練習、発表をとおして、生徒一人ひとりがいじめについて考える機会となりました。

#### 《四日市南高等学校》

あいさつ運動・「ピンクシャツ運動」を教職員と生徒が実施しました。また、3基のピンクのバルーンゲートを生徒会が作成して、11月中校内に展示するなど、いじめ防止に対する意識向上を図りました。

#### 《かがやき特別支援学校あすなろ分校》

いじめ防止に向けて、自分ができることは何かを考え、折り紙で作ったピンクシャツに自分の考えを書いて廊下に掲示しました。

### (3) スクールロイヤーを活用した支援

- 弁護士によるいじめ防止のための出前授業（小学校28回、中学校4回）を実施し、授業実施前後での児童生徒の意識の変容を把握するとともに、授業を担当する弁護士から、より効果的な授業の進め方について助言しました。
- いじめ等の生徒指導上の諸課題の解決に向け、市町教育委員会や県立学校からの要請に応じ、弁護士を学校に派遣しました（14回）。

### (4) 「子どもLINE相談みえ」（SNS相談窓口）

中学生・高校生を対象に、平日の午後5時から午後9時まで、「子どもLINE相談みえ」を年間を通して実施しています。

<相談件数および主な相談内容>

		令和2年2月末	平成31年2月末 (参考)
相談件数		944	923
相談内容 内訳	友人関係・学校生活	546	564
	学業進路	50	31
	家庭	49	91
	その他	299	237
	うち「いじめ」	124	243

## 2 次年度の取組

三重県いじめ防止条例の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、引き続き、いじめ防止応援サポーター等と連携し、いじめ防止に係る機運の醸成を図るとともに、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。また、「いじめ防止ソング」（令和元年度制作予定）の積極的な活用を促し、いじめ防止に向けた取組の推進につなげます。

### (1) いじめ防止強化月間（4月、11月）の取組の推進

いじめ防止に向けた活動が進むよう、学校、各市町、事業所等が、いじめ防止強化月間（4月と11月）において、以下の取組を推進します。

#### ①児童生徒の主体的な取組

4月、11月を「いじめ防止強化月間」と定め、ピンクシャツ運動に参加するなど児童生徒の主体的な取組を推進します。

#### ②いじめ防止サミットの開催

県内6地区でいじめ防止サミットを開催し、いじめ防止等に向けた学校及び事業所等の取組に係る実践発表を行います。また、児童生徒、保護者、教職員、いじめ防止応援サポーター、地域住民等が、いじめの防止等に向けて地域全体でどのような取組が必要であるかについて意見交換を行います。

#### ③ピンクシャツ運動の推進

◇ 対象 個人、グループ、事業所、団体、学校 等

◇ 期間 4月と11月の各1か月間

◇ 内容 「ピンクシャツデー」や「ピンクシャツウィーク」等を設定し、ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身に着けたりすることで、「いじめ反対」の意思を目に見える形で示します。

### (2) 専門家との連携による支援

○臨床心理士が、いじめを受けて苦しんでいる児童生徒への直接的な支援を行います。

- 社会福祉士・精神保健福祉士が、いじめに関係している児童生徒を取り巻く環境といじめの関係性をふまえ、関係機関と連携した支援を行います。
- 弁護士によるいじめの予防授業をとおして、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- 県内の大学生と高校生が、インターネット等における自らの体験をもとに意見交流会を行い、そこで出された意見をリーフレットにまとめて発信し、インターネットの適切な利用について啓発します。
- 県内の大学生が公立の小中学校等に出向き、インターネットの適切な利用について出前講座を行います。
- SNSにおけるトラブルを投稿することができるアプリを作成し、その活用を普及するとともに、大学生の協力も得て、SNSパトロールを実施します。
- 今年度同様、専門業者に委託し、ネットパトロールを実施します。

### (4) SNSを活用した相談

「子どもLINE相談みえ」は、LINE株式会社のガイドライン改訂により、令和2年度から「子どもSNS相談みえ」に名称を変更し、継続して実施します。中学生・高校生の相談窓口となるよう、さらに周知、啓発をすすめるとともに、早期に対応が必要な場合には、相談者の了解を得たうえで、学校や児童相談所等の関係機関と速やかに情報を共有します。

#### ○「子どもSNS相談みえ」の概要

- ・開設期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日
- ・相談受付時間：平日の午後5時から午後9時まで
- ・対象者：県内全ての中学生・高校生
- ・相談内容：いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談・通報
- ・周知方法：中学1～3年生及び高校1～2年生には、3月中にチラシを配付します。令和2年度の中学生1年生には入学式以降にチラシを配付します。

## 14 「第四次三重県子ども読書活動推進計画」最終案について

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の中間案に係る県議会でいただいたご意見、パブリックコメント等をふまえ、別冊8-1のとおり最終案をとりまとめました。最終案の概要は以下のとおりです。

### 1 県議会等からのご意見への対応について

令和元年12月13日の教育警察常任委員会において、中間案に対していただいたご意見とその対応状況につきましては、次のとおりです。

番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	意見	対応	
1	1 基本的な考え方 (2) 子どもを取り巻く環境の変化 4 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1) 推進体制の充実 (オ) その他	1 33 (1) (35)	・最近は、タブレット等で本を読むことも読書ととらえられている。読書の考え方は世代ごとで異なるので、世代ごとの動向もふまえてほしい。	ご意見をふまえ、「子どもを取り巻く環境の変化」に「電子書籍の普及により、読書の形態が変化している」旨を加筆するとともに、「推進体制の充実」の最後に、「電子書籍の利用方法等についても検討していく」旨と、「今後社会の変化等により起こりうる新たな課題に対しても必要に応じて検討する」旨を追記しました。
2	1 基本的な考え方 (4)「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題 〈第三次三重県子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況〉	3 4 33 (3) (4) (35)	・実績が悪化している指標については、その要因を分析すべきではないか。	第三次計画においては、詳細な分析を行っておりませんが、学校現場の声について成果と課題に追記しました。 また、第四次計画の推進にあたっては、三重県子ども読書活動推進会議等の関係者会議において、毎年、目標の達成状況の確認と要因分析を行っていくこととしており、その旨を、「三重県子ども読書活動推進計画の進行管理」の項目に追記しました。

3	<p>1 基本的な考え方        (4)「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題        〈第三次三重県子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況〉</p> <p>5 成果指標と数値目標</p>	<p>4        34        (4)        (36)</p>	<p>・現行の第三次計画における指標について、項目によって初年度の数値の取り方が平成24年度から平成26年度まであり異なっている。これでは反省を生かしにくく、分析ににくいので、第四次計画にあたっては、正しく評価・検証ができるよう実績調査をしていただいた方が良いのではないか。</p>	<p>第三次計画の指標では、文部科学省による全国調査を活用したため、調査が行われない年があったことから、調査年度の大きな開きが生じました。</p> <p>第四次計画においては、毎年調査を行わない指標につきましては、県教育委員会が調査を行い、可能な限り調査年度の開きが生じないように工夫を行います。</p> <p>なお、「読書活動に関する調査」につきましては、3月に結果が判明しますので、成案時に記載する予定としています。</p>
4	<p>5 成果指標と数値目標</p>	<p>34        (9)        (35)        (36)</p>	<p>・家庭における読書習慣の指標として、「①学校の授業時間以外に10分以上読書する割合」としているが、例えば、図書館で読書をした場合も計上されることとなり、家庭での読書時間と整合性が取れないので、「家庭で読書をしている割合」とした方が良いと思う。</p>	<p>平日、小中学生が、学校の授業以外で読書をする機会の多くは家庭での読書であり、この指標が家庭での読書習慣を示す最も近いデータと考えています。</p> <p>また、小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒全員が調査対象となっていることや、全国比較ができるという利点もあるため、学校の授業時間以外の読書率を指標に採用しました。</p> <p>しかしながら家庭での取組は大変重要なことと考えており、「家庭での読書活動を進める今後の取組」に、県立図書館・市町立図書館、学校における支援を加筆し、家庭・地域・学校全体で家庭での取組に関わるよう修正しました。</p> <p>さらに、第四次計画では、「三重県子ども読書活動推進計画の進行管理」の項目を新たに設定し、毎年の検証をしっかりと行うことで、取組の改善につなげていきます。</p>

5	5 成果指標と数値目標	34 (36)	・①学校の授業時間以外の読書率の目標の記述について、教育ビジョンと整合を図った方が良いのではないか。	整合を図り、記載を修正しました。
6	5 成果指標と数値目標	34 (36)	・「一斉読書」の指標がなくなっているがなぜか。代わりの指標は置かないのであるのか。図書館資料を活用した授業に代わったのか。	「一斉読書」の指標を継続することとした。

※ 別冊8-2として、「県議会、教育委員会、三重県子ども読書活動推進会議、及び市町からの意見への対応について」を一覧で取りまとめています。

## 2 パブリックコメント等について

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の中間案について実施したパブリックコメントの概要は次のとおりです。なお、パブリックコメントの詳細は別冊8-3のとおりです。

### （1）パブリックコメント実施（意見募集）期間

令和元年12月16日（月）～令和2年1月16日（木）

### （2）意見内容

#### ① 意見数

17人から、76件の意見をいただきました。

#### ②項目別意見件数

項目	意見数
1 基本的な考え方	11
（1）子どもの読書活動の意義	0
（2）子どもを取り巻く環境の変化	4
（3）国・県・市町の動き	0
（4）「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題	4
（5）「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針	1
（6）「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」の推進	2
（7）計画期間	0
2 発達段階に応じた取組の推進	1
3 家庭・地域・学校における推進方策	52
（1）家庭	4
（2）地域	14

(3) 学校等	3 4
4 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）	1
（1）推進体制の充実	1
（2）三重県子ども読書活動推進計画の進行管理	0
5 成果指標と成果目標	6
全般	5
合 計	7 6

### （3）意見への対応状況

対応区分	件数
①意見や提案内容を反映させていただくもの	2 3
②意見や提案内容が既に反映されているもの	5
③今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	4 2
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	5
⑤その他（①～④に該当しないもの）	1
合計	7 6

### 3 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」中間案から最終案への主な変更点

上記1および2をふまえた主な変更点は次のとおりです。

中間案から最終案への変更箇所（新旧対照表）については、別冊8-4のとおりです。

番号	最終案項目・ページ		変更内容	備考
1	1 基本的な考え方 (2) 子どもを取り巻く環境の変化	1 35	・電子書籍の記述の充実	新旧対照表(3) 県議会意見(1) 読書会議意見(46)
2	1 基本的な考え方 (4) 「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題	3	・対応すべき課題に対する要因として学校現場からの指摘を追記	新旧対照表(5) 県議会意見(2)
3	1 基本的な考え方 (5) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針（県の取組方向）	5 6	・基本的な方針の4つの柱を3つに変更し、それぞれの柱の説明を追記 ・学力向上と発達段階の記述を基本的な方針に統合	新旧対照表(7)(9) 読書会議意見(2) (3)(4)(5)(6)(49)

4	1 基本的な考え方 (6) 子どもの読書活動推進計画の点検・評価と関係機関の連携・協力	6	・点検・評価、連携・協力の記述の追記	新旧対照表(8) 読書会議意見(6)
5	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (1)家庭 (り)家庭での読書活動を進める今後の取組 ○県立・市町立図書館、学校による支援	9	・家庭での取組に資する、県立・市町立図書館と学校による支援の取組を追記	新旧対照表(14) 県議会意見(4) パブコメ(14)
6	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (2)地域 (ア)地域の役割	10	・地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要性を追記	新旧対照表(15) 読書会議意見(10)
7	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (2)地域 (り)地域における今後の取組 《県教育委員会》 ○多様な主体との連携	14	・子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有できるよう、研修会や連絡会議等を開催する旨を追記 ・多様な主体と連携した取組事例の収集・共有を追記	新旧対照表(28) 読書会議意見(13) (48)
8	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (3)学校 (イ)これまでの取組の成果と課題 〈学校の課題〉	27	・学校の課題について、図書館資料の充実と、学校司書の配置を分けてそれぞれ記載	新旧対照表(55) 読書会議意見(28) パブコメ(36)(40) (43)(44)
9	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (3)学校 (り)学校等における今後の取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境の充実 《特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境の充実	28 31	・学校図書館における情報化の推進について追記	新旧対照表(57) (67) 読書会議意見(31)

10	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (3)学校 (イ)学校等における今後の取組 《特別支援学校》 ○研修会等の実施 ○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応	28 31	・特別支援学校における研修会等の実施や外国人の子どもへの対応を追記	新旧対照表(70) (71) 読書会議意見(39)
11	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1)推進体制の充実	33	・市町や県の責務を追記 ・県と市町の連携・協力を追記 ・読書ボランティアや民間事業者等との連携体制を追記	新旧対照表(74) 読書会議意見(41)
12	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1)推進体制の充実 (オ)研修会等の開催によるスキルアップ (カ)読書ボランティア等に対する支援 (キ)社会的機運の醸成	34 35	・スキルアップ、読書ボランティア等への支援、社会的機運の醸成を追記	新旧対照表(77) (78)(79) 読書会議意見(43) (44)(45) パブコメ(73)
13	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1)推進体制の充実 (オ)その他	35	・電子書籍の記述の充実	新旧対照表(80) 県議会意見(1) 読書会議意見(48)
14	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (2)三重県子ども読書活動推進計画の進行管理	35	・毎年、目標の達成状況の確認と要因分析を行っていく旨を明記	新旧対照表(81) 県議会意見(2)(4)
15	4 成果指標と数値目標 目指す成果	36	・「地域」と「学校」の目指す成果を、丁寧な表現に修正	新旧対照表(82) 読書会議意見(47)
16	4 成果指標と数値目標 指標	36	・第三次行動計画や教育ビジョンの表現に修正 ・一斉読書の指標を追記 ・学校司書の配置に関する指標の表現の修正	新旧対照表(83) 県議会意見(5)(6) 市町意見(11) パブコメ(67)(68)

#### 4 数値目標について

最終案の作成にあわせ、別紙のとおり、各指標の現状値および目標値を記載しました。

## 数値目標選定理由、数値設定理由等（案）

めざす成果	指標	出典	指標の選定理由	目標数値			目標値設定理由
				H30 (現状値)	R1 (現状値)	R6 (目標値)	
家庭において読書習慣が身につく	①「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書しますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	家庭での読書習慣形成のために、授業時間以外で読書に親しむ子どもたちが増えることが重要であると考え、選定しました。	小学校 64.4% (全国66.2%) 中学校 49.6% (全国53.5%)	小学校 63.9% (全国65.7%) 中学校 45.5%	小学校 65.7% 中学校 50.4%	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均を達成することをめざし、目標値を設定しました。
地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	県教育委員会「読書活動に関する調査」(第三次計画では国調査)	地域での読書習慣の推進のためには、読書ボランティアと学校との連携が重要と考え、選定しました。	—	(未公表)	小学生 76.0% 中学生 28.0%	平成28年度実績で目標値を達成できなかつたため、再度同じ目標値をめざすこととしました
	③県内公立図書館の児童書貸出冊数	県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」	公立図書館の児童書貸出冊数が、地域での読書習慣の進捗を反映すると考え、選定しました。	3,588,193 冊	(未公表)	(R5) 4,000,000 冊	過去5年間で360,337冊伸びていることをふまえ、今後5年間で約400,000冊伸ばすことを目標値としました。
学校において組織的に読書活動が推進される	④一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合(週に2回以上実施する割合)	県教育委員会「読書活動に関する調査」	学校における読書活動推進の取組として効果が認められると考えられるため、選定しました。	小学校 69.9% 中学校 94.7%	(未公表)	(R5) 小学校 81.0% (R5) 中学校 98.0%	小学校については、目標値を達成できなかつた平成31年度(令和元年度)の目標値と同一とし、中学校については、高水準を維持しているため、全国で最も高い県の実施率を目標値としました。
	⑤専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を配置する県内公立小・中学校の割合	県教育委員会「読書活動に関する調査」	学校における読書活動の推進のためには、司書の配置が重要と考え、選定しました。	小学校 69.3% 中学校 62.5%	(未公表)	(R5) 小学校 80.0% (R5) 中学校 70.0%	平成26年度から平成28年度は横ばいであったものの、平成29年度から平成30年度にかけて増加していることをふまえ、さらに5年間で約10ポイント増加させることを目標値に設定しました。
	⑥児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行なった割合	県教育委員会「読書活動に関する調査」	学校図書館の授業活用が、子どもたちの読書活動を促す大きな契機となると考え、成果指標としました。	小学校 85.8% 中学校 68.4%	(未公表)	(R5) 小学校 90.0% (R5) 中学校 80.0%	過去5年間の伸びを考慮して、小学校で4ポイント、中学校で12ポイント伸ばすことを目標値としました。
	⑦高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数	県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」	学校図書館の授業活用が、子どもたちの読書活動を促す大きな契機となると考え、成果指標としました。	4,125 時間	(未公表)	(R5) 5,100 時間	過去5年間の伸びを考慮して、今後も5年間で約1,000時間伸ばすことを目標値としました。

## 15 三重県文化財保存活用大綱の中間案について

### 1 策定の経緯・必要性

我が国では、過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化により、文化財を取り巻く環境が悪化し、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっています。また、未指定を含めた文化財を、まちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが必要となっています。

本県でも、過疎化・少子高齢化の進行等により、伝統的な民俗行事の継承や文化財の維持管理が困難になるとともに、自然環境の悪化による貴重な動植物の絶滅等が懸念される状況が見られます。

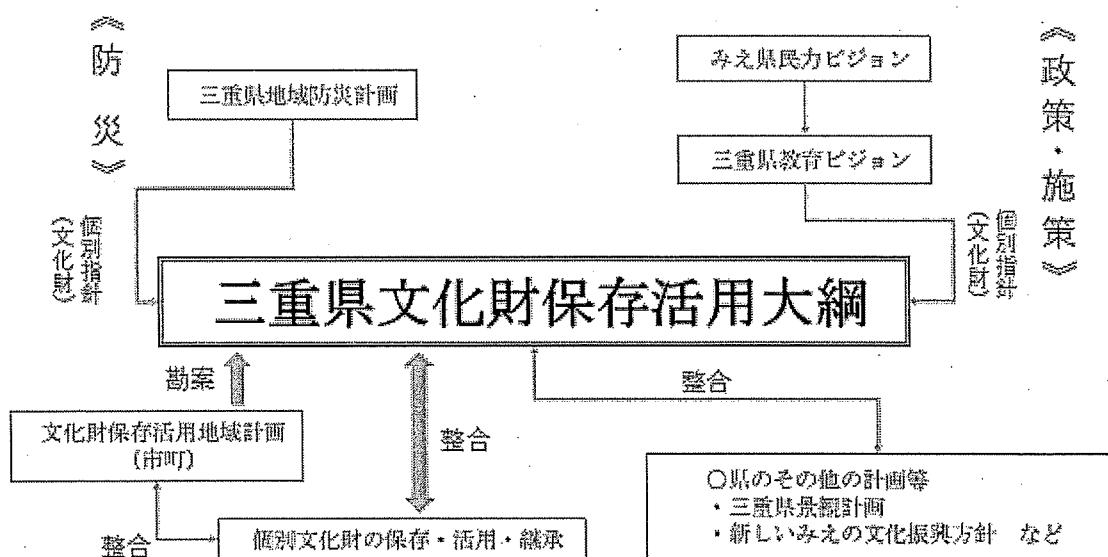
平成31年4月1日に施行された改正文化財保護法では、都道府県の教育委員会が文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を示し(法第183条の2第1項)、市町村の教育委員会が域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画(文化財保存活用地域計画)を作成する(法第183条の3第1項)ことで、地域における文化財の計画的な保存・活用が推進できるよう、制度が整えられました。

県教育委員会では、本県における文化財の保存・活用・継承のための基本的な方向性を明確化することで、市町による文化財保存活用計画策定への取組が進むよう、「三重県文化財保存活用大綱」を策定することとし、県文化財保護審議会に策定部会を設置して検討を進めています。

### 2 概要

#### (1) 本大綱の位置づけ

本大綱を図のように位置づけ、関連施策との整合を図ります。



## (2) 大綱策定の目的

- ・三重県における文化財の保存・活用と、それを継承していくための基本的な方向性を明確化すること
- ・県内で保存・活用・継承の取組を進めていくうえでの共通の基盤を示すこと

## (3) 本県における文化財保護の基本的な方針

本県の文化財保護の基本的な方針は、次のとおりです。

### 【目標】

- 全ての人が本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送ること
- 文化財の価値が未永く守り伝えられ、将来の県民もその価値を享受すること

### 【課題】

- ・特色ある歴史的風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財が将来に引き継がれ、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりに活用されていくこと

### 【方針】

- ① 適切な保存
- ② 有効な活用
- ③ 確実な継承
- ④ 災害から守る

三重県が重視する  
文化財保護の4つの柱

本大綱では、この4つの柱を重視して検討を進めています。

## (4) 本県の大綱の特徴

本県の文化財保存活用大綱は、次の2点に特徴があります。

### ① 県内の大小さまざまな地域の特徴を生かした文化財の保存と活用の推進

県内は、北勢・中勢・南勢志摩・伊賀・東紀州という大きな地域と、今的小学校区や大字単位の小さな地域が、それぞれに特色を持ちながら重層的に形成されています。こうした大小さまざまな地域で育まれた文化財について、地域の個性が大切にされ、人びとが誇りを感じながら守り伝えられるよう方針を示します。

### ② 災害から文化財を守るためのネットワーク構築と被災時体制の整備

南海トラフ地震に対する懸念や近年全国で多発している自然災害を念頭に、県内の文化財を守るためにネットワークの構築や、被災した文化財に対する対処方針等について、市町と連携しながら体制を整備します。

本大綱では、「三重県地域防災計画」に基づき、文化財の防災及び災害発生時の対応について、より具体的かつ細部の内容を定めます。

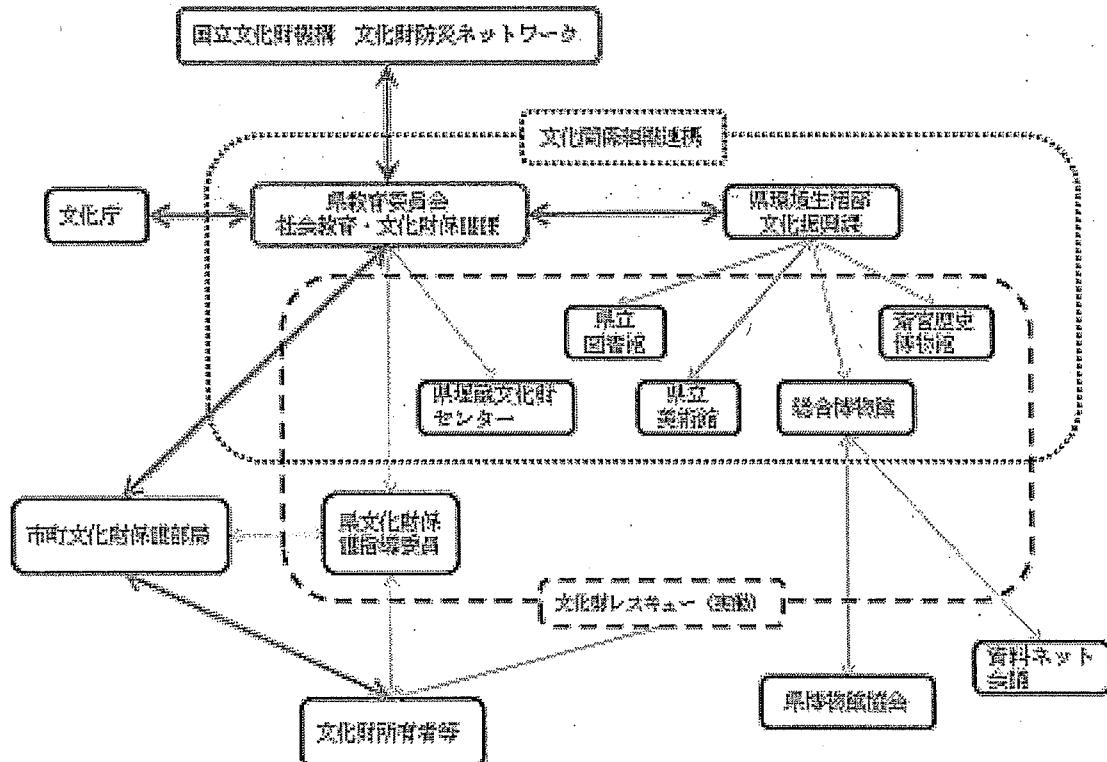
文化財の防災設備に対しては、国、市町及び所有者と協議のうえ、必要な支援を行います。さらに、文化財リストの整理を行い、市町や関係部局と情報を共有するとともに、緊急時連絡体制の整備、県職員（文化財保護指導委員を含む）を対象とした文化財レスキュー研修を実施します。

災害発生時には、次ページに示す図の体制で臨みます。実施する内容には以下のものがあり、いずれも市町からの要請に基づき、県と市町が連携して行います。

- ・県文化財等担当職員（県文化財保護指導委員を含む）による被災文化財の状況確認の実施
- ・被災文化財の緊急避難及び一時保管
- ・被災文化財の応急処置

なお、広域に及ぶ大規模災害や、県のみでは対応できない多くの被災案件が発生した場合、県は国と連絡調整のうえ、国及び関係機関に必要な応援を要請し、連携して取り組みます。

### 【文化財防災・レスキュー関係図】



### (5) 文化財の保存・活用・継承への県民力の結集に向けて

地域社会総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むため、県民力を結集し、多様な主体それが当事者としての役割を担っていくことをめざします。

#### ① 文化財所有者の役割

文化財を保護する直接の当事者として、日常の維持管理を行い、可能な限り公開するなどの活用を行う。

#### ② 「地域」の役割と期待

地域社会総がかりで文化財を保存・活用・継承するための活動を推進する。

#### ③ 行政の役割

文化財の保存・活用・継承に必要な支援と情報発信を強化する。また、災害に備えたネットワークの構築と緊急時のレスキュー活動を行う。

#### ④ 高等教育機関、企業等への期待

<高等教育機関>専門性を生かした研究の進展、学術的指導や助言、人材を育成する。

<企業等>文化財と共に存する環境づくりや必要に応じた支援をする。

### 3 策定に向けたスケジュール

令和2年度上半期の策定をめざしており、今後のスケジュールは以下の予定です。

令和2年3～4月 パブリックコメント

5月 県文化財保護審議会及び同策定部会による検討

6月 常任委員会で最終案を報告、策定

## 16 三重県総合教育会議の開催状況について

### 1 令和元年度第6回総合教育会議

- (1) 開催年月日 令和元年12月24日
- (2) 出席者 知事、教育長、教育委員4名
- (3) 協議事項 ① 地域課題解決型キャリア教育について
- (4) 主な意見 (○：教育長・教育委員 ●：知事)

#### ① 地域課題解決型キャリア教育について

事務局からの資料の説明に引き続き、地域課題解決型キャリア教育に取り組んでいる県立高等学校3校の生徒から、取組内容についての発表が行われた。

- ・紀南高校（みかん産業を体験的に学習、みかん検定の作成）
- ・飯南高校（フィールドワーク、教科横断的な学習、  
地域と協働して学ぶ課外活動）
- ・あけぼの学園高校（フィールドワーク、伊賀の食材を利用したパンの開発、  
伊賀の材料を利用した美容商品の販売活動）

- 紀南高校は地域の課題を明確に把握していること、飯南高校はフィールドワークを通じて課題を実感していること、あけぼの学園高校は系列ごとにプロジェクトを行っているなど、各校それぞれの特徴を感じた。

PBL（課題解決型学習）に取り組む際には、活動をすること自体が目的化してしまうことで地域の課題とリンクしなくなる点に注意が必要である。

生徒たちが失敗することもあると思うが、そのときに教員やコーディネーターがどう支えるかが重要である。

- 紀南高校から発表のあった、他校の先進的な取組が自校の取組への刺激となったという話は、ビジネスの世界における競争原理と同じである。大学生や地域の大人たちの取組とも比較することで、前向きな推進力としてほしい。

飯南高校の、お茶を急須で飲む習慣が廃れてきたという報告から地域の課題と文化の継承をつなげて解決をはかることが有益であると感じた。

- 今回の報告では、キャリア教育に取り組む中で、生徒の皆さんのが自己肯定感を得られたことが伝わった。今後は、地域にとっての利益とすること、地域に貢献することで達成感が得られることを、より意識してほしい。

- どの学校の発表も、今後の取組への意欲が含まれていたことは、この取組を面白いと感じ主体的に取り組めているからだと思う。

また、この取組を通じて、価値観の違いを認め合いながら人との出会いを大切にすることを学んでもらいたい。

これからは、何かを成し遂げたときの達成感などの「感覚」と、何かを行う手順や方法などの「論理」を大切にしてほしい。また、ものごとを成し遂げるときにはチームづくりが大切になることを意識して取り組んでほしい。

## 2 令和元年度第7回総合教育会議

- (1) 開催年月日 令和2年2月10日
- (2) 出席者 知事、教育長、教育委員4名
- (3) 協議事項 ①家庭教育と子育て支援の充実について  
②次期「三重県教育施策大綱」最終案について  
③体力向上について
- (4) 主な意見 (○：教育長・教育委員 ●：知事)
- ① 家庭教育と子育て支援の充実について
- 例えば子どもの6人に一人は相対的貧困にあるというようなことを押されたうえでの支援が必要である。  
また、生活習慣・読書習慣のチェックシートの取組では、「学びに向かう力」の啓発という観点も必要となる。
  - 一人で抱え込んでしまう人たちの思いを聞く場、若い親が相談しやすい窓口を作ることが必要ではないか。  
介護のケースで、状況を聞き取って配慮することにより仕事や職場がうまくいくようになったことがあり、ワークライフバランスの観点から、企業としても関わることは十分ある。
  - 届けたいところに支援を届けるために、個別懇談の場などでスクールカウンセラーや養護教諭からの個別指導などのシステムを構築していくべきではないか。
  - 企業と連携した家庭の教育力アップについては、「企業評価が変わる」ことに気づいてもらうことで、取組を促すことができる。
  - 例えば介護への支援によって家庭教育がうまくいく場合もある。家庭教育だけで解決を考えるのではなく、複合的な課題に対し、行政の縦割りの分野を越えて寄り添っていくことが必要である。
- ② 次期「三重県教育施策大綱」最終案について
- 教育施策大綱の策定に向けた議論の中では、1) ふるさと三重のローカリティを入れる、2) 幼児教育の大切さ、3) 教員の目線も大事である、という3点について、主に意見を申し上げてきた。  
1)については基本方針に、2)については、家庭教育、幼児教育の施策の中で、「幼児教育のセンターとしての機能の充実」に反映されている。  
3)については、大綱に具体的な記述はないが、教師が夢と希望を持って取り組めるような学校現場をつくっていっていただきたい。
  - 県民の皆さんに大綱を全て読んでいただくのは難しいので、各施策を実施する中で、大綱の理念が伝わるように取り組まれたい。
  - 世の中の変化は速いので、この大綱の次に向けた視点も持つて取組を進められたい。
  - 施策の実施にあたっては、時代に応じて変えなければならないところ、

普遍的で変えてはいけないところを意識して取組を進めたい。

- 委員の皆さんのご意見により良いものに仕上がってきている。今後、しっかりと実行に移していきたい。

### ③ 体力向上について

- 全国平均との比較にとらわれず、子どもの健やかな成長という観点で学齢に応じた基準を示し、それを目標に体力向上に取り組むのがよい。
- 全国学力・学習状況調査は、毎年問題が変わるので全国平均と比べる合理性があるが、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、同じ種目であり学齢に応じた基準を示すことも可能ではないか。右肩上がりの結果を常にめざすことには違和感がある。

運動時間とテレビ、スマートフォン等の視聴時間との関係だけでなく猛暑や部活動指導の見直し等による運動時間の制限も影響している可能性がある。

運動が楽しいという経験は大事であり、一学校一運動が押し付けにならないよう気を付ける必要がある。

- 部活動は勝利にこだわる面もあるため、地域のスポーツクラブのような活動も活用して、運動が苦手な子も体を動かすことの爽快感を味わえるような機会を増やすべきである。
- 体力については、人生全体の健康増進につながるという観点で分析してはどうか。

体力合計点が昨年度と比較して上昇している学校は、小規模校が多いことから、学校規模も関係があるのではないか。

- 運動が苦手な子もスポーツを楽しいと感じることが大事であることから、授業では大切にしたいと考えている。全国平均は、目安の一つと考えている。
- 今後の取組については、メリハリや優先順位をつけて実施することが大切である。

子どもたち自身がめざすのは絶対値評価でよいが、行政としては全国との関係を相対的に判断するため、全国平均と比較することも必要である。

## 17 審議会等の審議状況について（令和元年11月25日～令和2年2月16日）

### 1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第4回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和元年12月10日
3 委員	会長 小林 慶太郎 委員 伊藤 理恵 他5名（出席者計7名）
4 諮問事項	・次期三重県教育ビジョンの策定について
5 調査審議結果	<p>(1) 次期三重県教育ビジョン（仮称）の中間案の修正について審議しました。          （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策「幼児教育の推進」の現状と課題に「非認知能力の基礎を培う」と記載しているが、文部科学省では「学びに向かう力」をキーワードにしているので、合わせたらどうか。</li> <li>・幼児教育・保育の無償化とともに、新幼稚園教育要領や新保育所保育指針についてもあれたらどうか。</li> <li>・小学校教育への円滑な接続に向けた取組では、実践研究園だけでなく、小学校も加えて、双方に取組を紹介してほしい。小学校生活に向けたアプローチプログラムだけでなく、小学校におけるスタートカリキュラムを含めた接続プログラムの促進も検討してはどうか。</li> <li>・「教育ビジョンの実現に向けて」にある「企業等」の役割で、「教育環境の改善」は「子育てと両立しやすい柔軟な働き方や企業風土」という言い方もできるのではないか。</li> <li>・施策「不登校児童生徒への支援」では、新たな不登校を生まない環境づくりが大事であり、不登校が増えている原因を究明し、その対応が重要である。</li> <li>・「三重の教育における基本方針」の（3）で「自らの能力・可能性を最大限に伸ばす」とあるが、子どもたちが常に頑張り続けることを求めるような表現はいかがか。</li> <li>・施策「体力の向上と学校スポーツの推進」では指標が2つあるので、施策「学力の育成」でも同様に全国調査の結果と子どもたちの意欲に関する指標を設定してはどうか。</li> <li>・部活動ガイドラインをつくり、教員の働き方を考えていかなければならないが、大会運営にも教員が関わっており、部活の意義については、大きな見地から議論していく必要がある。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：令和2年2月10日

1 審議会等の名称	第5回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和2年2月10日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 村田 典子 委員 伊藤 理恵 他7名 (出席者計10名)
4 質問事項	・次期三重県教育ビジョンの策定について ・三重県特別支援教育推進基本計画の改定について
5 調査審議結果	<p>(1) 次期三重県教育ビジョンの最終案について審議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来社会への対応のみに重きを置くのではなく、三重県の現状をふまえた上での今後の対応という形で記述されているなど、骨子案と比べると全体的にしっかりと整理された内容になったと感じている。</li> <li>・施策「知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成」について、今回の最終案において、ICT基盤整備を通じた最適で効果的な学びの推進に係る記述を充実させたが、ここに、昨年12月に公表されたOECD(経済協力開発機構)の「PISA2018(生徒の学習到達度調査)」の結果をふまえた記述を追加すべきではないかと考える。同調査結果においては、日本の子どものデジタル読解力の不足が明らかくなっている。こうした情報処理能力はこれからの中社会において必須となるものであることから、もう一步踏み込んだ記述とされたい。</li> <li>・ICTについては、基盤整備で終わることなくより効果的な教育につなげていくためには継続的な人材育成に向けた研修や機器等のメンテナンス等が必要であるということもしっかりと認識し、施策を進めてほしい。</li> <li>・施策「地域とともにある学校づくり」について、学校の教育活動を支援する地域の方々のボランティアは様々な形態により行われているが、最終案の書きぶりでは、「学校支援地域本部」の枠組みでの取組のみが学校支援ボランティアであるという印象を与えてしまわないかという懸念があるので、書きぶりを工夫されたい。</li> <li>・「教育ビジョンに込める想い」(総論部分)について、「明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう」とあるが、文の繋がりがわかりにくい。「明日への希望を持ち、それぞれの・・・」などとした記述を工夫した方が良いのではないか。</li> </ul> <p>※ 三重県特別支援教育推進基本計画(最終案)に対する意見はありませんでした。</p>
6 備考	

## 2 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	令和2年1月23日
3 委員	委員長 松浦 直己 副委員長 岩本 彰太郎 委 員 池田 和也 他11名（出席者計12名）
4 質問事項	令和2年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査および学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町等教育委員会から提出された個々の幼児、児童および生徒の障がいの種別、程度及び観察・相談調書をもとに、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定と学校指定に関する審議を行いました。 審議結果をもとに、三重県教育委員会に対して、177名の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定：令和3年1月頃

### 3 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和元年 12 月 23 日
3 委員	会長 櫻井 治男 副会長 森 誠一 委員 林 良彦 他 17 名 (出席者計 16 名)
4 資問事項	令和元年度三重県指定文化財の指定等に関する審議 および答申について
5 調査審議結果	<p>県教育委員会が諮問した三重県指定文化財の新指定候補 1 件と追加指定候補 1 件について、審議の結果、いずれも諮問どおり答申されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新指定の答申が行われたもの 【有形文化財 1 件】 (古文書) 伊賀甲賀山論関係文書 2 卷 9 通、附 7 点</li> <li>追加指定（員数変更・名称変更）の答申が行われたもの 【有形文化財 1 件】 (考古資料) 八代神社伝来資料 既指定 5 点、追加 25 点、合計 30 点 (旧名称は 八代神社神宝)</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：令和 2 年 7 月頃 次回審議会では、令和 2 年度の三重県指定候補文化財について諮問する予定

#### 4 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和2年2月6日
3 委員	座長 田口 鉄久 委員 花岡 みどり 他5名 (出席者計7名)
4 諮問事項	「子どもの学びと地域をつなぐ連携・協働のあり方」について
5 調査審議結果	<p>「子どもの学びと地域をつなぐ連携・協働のあり方」をテーマに、昨年度からの審議内容と松阪市米ノ庄公民館視察による研究調査をふまえ、2年間の審議のまとめを行い、県教育行政に期待する取組の方向性や具体的な方策についてご意見をいただきました。</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館事が中心となって地域と学校を上手につないでいる松阪市米ノ庄公民館の活動事例から、公民館がめざす地域像や子ども像を明確にし、その理念を持ち続けることが重要であることがわかる。</li> <li>・ 他の地域でもそうした理念が持てるようになるのが行政の役割である。</li> <li>・ 県内各地域で多様な主体がつながり地域学校協働活動を行っているよい事例があると思うので、それらの実践を知り、学び合う場があるとよい。</li> <li>・ その際、単に実施方法をモデルとするのではなく、事業の目的や目標が何であるかを見極める必要がある。</li> <li>・ 地域で団体や学校、住民同士をつなぐコーディネーターとして活躍している公民館事がスーパーバイザーとなって、県内に同様の取組を広げていけるような企画があるとよい。</li> <li>・ 地域学校協働活動推進していくために、県教育委員会や首長部局の関係課との連携をはじめ、県教育委員会と市町教育委員会の連携を図り、県の方針が各地域まで共有できるような働きかけがあるとよい。</li> </ul>
6 備考	